

○運転免許事務処理要領の制定について

〔令和 7 年 5 月 2 8 日〕
〔例規甲（免講）第 5 2 号〕

運転免許事務処理要領

目次

- 第 1 総則
 - 1 趣旨及び定義
 - 2 原票等の管理
 - 3 雑則
- 第 2 免許試験
 - 1 免許試験の区分等
 - 2 申請書等の受付
 - 3 受験者名簿の作成
 - 4 試験用車両の指定等
- 第 3 試験実施要領等
 - 1 適性試験
 - 2 学科試験
 - 3 技能試験
- 第 4 試験場の秩序維持
 - 1 留意事項
 - 2 試験を停止した者等に対する措置
- 第 5 試験結果の記載等
 - 1 受験者名簿等の記載
 - 2 受験者名簿の記載要領
 - 3 試験結果表の記載要領
 - 4 試験延期者の取扱い
- 第 6 試験結果の発表
 - 1 試験結果の発表
 - 2 合格者への対応
 - 3 不合格者への対応
 - 4 試験結果関係書類の送付
 - 5 得点の開示
- 第 7 合格決定の取消し、試験の停止等
 - 1 不正受験者発見の場合の措置

- 2 処分を行う場合の措置
- 第8 審査及び検査
 - 1 実施要領
 - 2 審査
 - 3 検査
- 第9 指定教で行う仮免許試験
 - 1 仮免許試験の委託
 - 2 学科試験
 - 3 学科試験の申請
 - 4 受験番号
 - 5 受験者名簿等の作成
 - 6 試験結果の記載
 - 7 試験結果の報告
 - 8 合格者の決定
 - 9 合格者の決定に関する留意事項
 - 10 仮免許証の交付
 - 11 書類の返戻
- 第10 外国免許の切替え
 - 1 申請書等の確認及び受理
 - 2 外国免許証の点検
 - 3 運転に支障がないことの確認の方法
 - 4 受験放棄の場合の手数料の取扱い
 - 5 知識及び実技に関する確認を免除できる場合
 - 6 その他
- 第11 安全運転相談
 - 1 安全運転相談の受理
 - 2 安全運転相談の担当者
 - 3 安全運転相談の結果
 - 4 実施上の留意事項
 - 5 警察署窓口での対応要領
- 第12 免許証等
 - 1 免許証の作成
 - 2 特定情報の記録
 - 3 免許証等の暗証番号
 - 4 免許証の送付

- 5 免許証の交付等
- 第13 運転免許課長の行う仮免許業務
 - 1 仮免許証の作成及び交付
 - 2 仮免許証の再交付
 - 3 仮免許証の記載事項変更届
- 第14 再試験及び若年運転者に係る取消処分に伴う併記免許保有者の取扱い
 - 1 併記免許に係る免許証等の作成等
 - 2 処分を受けた後の免許証及び免許情報記録の有効期間
 - 3 免許証の交付及び特定免許情報記録に係る手数料の徴収
- 第15 国外運転免許証の作成、交付等
- 第16 免許証等の再交付
 - 1 再交付申請の受理
 - 2 再交付申請の処理
- 第17 免許証等の更新
 - 1 更新連絡書の送付
 - 2 更新申請の受理
 - 3 更新時の適性検査
 - 4 期間前更新の取扱い
 - 5 更新手続中及び経由申請時に係る免許証備考欄の記載
 - 6 高齢者講習等受講対象者の更新時における取扱い
 - 7 更新申請書の送付
 - 8 更新免許証等の交付
 - 9 高齢者講習等受講対象者の失効再取得時における取扱い
- 第18 更新時講習
 - 1 講習の区分
 - 2 講習の対象者
 - 3 講習の方法
- 第19 申請による免許の取消し、運転経歴証明書の交付申請等
 - 1 取消申請の受理等
 - 2 更新時の適性検査不合格者への教示
 - 3 申請書類の送付
 - 4 審査等
 - 5 申出免許
 - 6 取消申請者に対する適性検査
 - 7 取消通知書

- 8 免許の取消登録
- 9 併記免許等に係る運転免許証等の作成及び交付
- 10 免許証等の返納等
- 11 交付年月日等
- 12 手数料
- 13 運転経歴証明書等の交付申請等
- 14 運転経歴証明書等の再交付申請
- 15 代理人による取消申請等の受理
- 第20 免許証等の記載事項及び保有状況の変更
 - 1 記載事項の変更
 - 2 保有状況の変更
- 第21 免許証等の返納
- 第22 臨時適性検査
 - 1 臨時適性検査の手続
 - 2 臨時適性検査の結果処理
- 第23 施設別の取扱業務
- 第24 その他

第1 総則

1 趣旨及び定義

(1) 趣旨

この要領は、自動車及び原動機付自転車の運転免許に関する事務を適正かつ能率的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(2) 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 法 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- (イ) 政令 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- (ウ) 規則 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- (エ) 細則 山梨県道路交通法施行細則（昭和35年山梨県公安委員会規則第7号）をいう。
- (オ) 業務要領 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（通達）（令和5年8月23日付け、警察庁丙運発第16号、丙技企発第57号、丙通基発第33号）をいう。
- (カ) 免許試験 法第97条に定める運転免許に関する適性、技能及び知識についての試験をいう。
- (キ) 再試験 法第100条の2に定める再試験をいう。
- (ク) 審査 法第91条の2第3項に定める審査及び規則第18条の5に定める限定解除審査をいう。
- (ケ) 検査 法第89条第3項に定める技能検査をいう。
- (コ) 免許 自動車及び原動機付自転車の運転免許（仮運転免許を除く。）をいう。
- (サ) 仮免許 法第84条第2項に定める仮運転免許をいう。
- (シ) 免許証 法第92条に定める運転免許証（仮運転免許証を除く。）をいう。
- (ス) マイナンバーカード 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (セ) マイナ免許証 法第95条の2第4項に定める免許情報記録個人番号カードをいう。
- (ソ) 保有状況 免許のみ保有する場合、マイナ免許証のみ保有する場合又は免許証及びマイナ免許証の双方を保有する場合の3種類の免許の保有方法をい

- う。
- (タ) ICチップ 免許証に埋め込まれている半導体集積回路のことをいう。
 - (チ) 仮免許証 規則第19条第2項別記様式第15に定める運転免許証をいう。
 - (ツ) 併記免許 複数の免許を併せて受けている場合の当該免許以外の種類の免許をいう。
 - (テ) 申出免許 法第104条の4第1項後段に定める申出をすることができる免許をいう。
 - (ト) 申請書 第1号様式及び第2号様式の運転免許申請書（再試験申請書（第2号様式の運転免許申請書に再試験印（別記第1）を押印したものをいう。）を含む。）をいう。
 - (ナ) 質問票 第3号様式の質問票をいう。
 - (ニ) 再交付申請書 第4号様式の運転免許証等再交付申請書、第5号様式の特定免許情報記録申請書、第6号様式の運転免許証交付申請書、第7号様式の免許保有状況変更申出書（紛失時用）及び第7号様式の2の免許保有状況変更申出書（発見時）をいう。
 - (ヌ) 更新申請書 第8号様式の運転免許証等更新申請書及び質問票をいう。
 - (ネ) 経由更新申請書 第10号様式の運転免許証等更新申請書（経由用）及び質問票をいう。
 - (ノ) 取消申請書 第11号様式の運転免許取消申請書をいう。
 - (ハ) 変更届 第12号様式の運転免許証等記載事項変更届をいう。
 - (ヒ) 事前申請票 受験者の情報を試験前に警察共通基盤システムに用いるもので、第13号様式の受験者管理事前申請票をいう。
 - (フ) 原票等 運転免許に係る各種申請書、各種変更届その他の書類をいう。
 - (ヘ) 3号印 山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）に定める3号印をいう。
 - (ホ) 登録審査官 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が指定した登録業務の責任者をいう。
 - (マ) 行政処分 免許の拒否、保留、取消し（申請による免許の取消しを除く。）若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止処分をいう。
 - (ミ) 指定教 法第99条に定める指定自動車教習所をいう。
 - (ム) 技能試験官 運転免許の技能試験官の指定等に関する規程（昭和41年山梨県公安委員会規程第3号）に定める技能試験官をいう。
 - (メ) エンボス印 山梨県警察の公印に関する訓令（昭和38年山梨県警察本部訓令第14号）別表に定める直径22ミリの丸印をいう。

- (ト) 保有状況変更申出書 特定免許情報記録申請書、運転免許証交付申請書、第14号様式の免許情報記録抹消届及び第15号様式の運転免許証返納届をいう。

2 原票等の管理

(1) 作成及び登録

運転免許課長は、業務要領の定めるところにより、免許関係の各種登録票及び記録媒体を作成し、警察共通基盤システムに、即時又は準即時処理により登録するものとする。この場合において、登録業務は登録審査官の下で、指定又は登録された者が取り扱うものとする。

(2) 原票等の整理

運転免許課長は、原票等を随時新しい情報に補正し、整理するものとする。ただし、警察共通基盤システムへの登録をもって原票等の整理に代えることができるものとする。

(3) 原票等の補正

原票等の補正は、次に掲げるときに行うものとする。

- (ア) 新たに免許に条件を付し、又は既に付されている条件を変更したとき。
- (イ) 変更届により免許証の記載事項を変更したとき。
- (ウ) 再交付申請書により免許証の再交付等を受けたとき。
- (エ) 審査に合格したとき。
- (オ) 再試験による併記免許に不合格となったとき。
- (カ) 申請による免許の取消しを受けたとき。
- (キ) 別に定めるところによる死亡取消登録を行ったとき。
- (ク) 若年取消しにより特例免許が取消されたとき。
- (ケ) その他必要があると認めたとき。

(4) 原票等の保管

運転免許課長は、原票等を、資料、年月日、照会番号等に区分して保管するものとする。

- (5) 原票等の保存期間は、別に定めがあるものを除くほか、次の表のとおりとする。

原票等の名称	保存期間	原票等の名称	保存期間
試験関係書類	5年	安全運転相談関係書類	5年
行政処分関係書類	5年	再交付関係書類	5年
更新関係書類	5年	取消申請関係書類	5年
記載事項変更書類	5年	統計等出力資料	5年

保有状況変更関係書類	5 年	更新予定者一覧表	1 年
返納された免許証	1 年以内	返納された国外運転免許証	1 年以内
学科試験答案用紙	3 月	技能試験成績表	3 月

備考 1 保存期間 5 年の原票等の保存期間の満了する日は、山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成 13 年山梨県警察本部訓令第 5 号）第 35 条第 6 項第 1 号に規定する会計事務に係る行政文書の例による。

2 保存期間 1 年以内の原票等とは、返納後、随時処分するものをいう。

3 雑則

(1) 免許に関する不正事件の取締り及び報告

山梨県警察の処務に関する訓令（平成 4 年山梨県警察本部訓令第 5 号）第 2 条に規定する所属長は、免許試験に関する不正及び免許証等の偽造、変造等の不正事件の取締りに配意するとともに、これらを発見し、又は検挙したときは、運転免許に関する不正事件調査票（第 16 号様式）により速やかに警察本部長に報告するものとする。

(2) 秘密の保持

運転免許の事務処理に従事する職員は、業務上知り得た情報の保護に努め、次の原則を厳守しながら情報の流出を防止しなければならない。

- (ア) 情報が載っている資料類は、施錠して保管する。
- (イ) 不必要となった情報は、確実に廃棄する。
- (ウ) 情報は庁舎外へ持ち出さない。
- (エ) 担当する業務と関係のない情報は、保有しない。
- (オ) 保有する情報と関係のない業務に従事する職員には、情報を提供しない。
- (カ) 端末装置に設定する ID 及びパスワードは、使い回さない。

(3) 申請者等の確認

運転免許課長又は警察署長（以下「署長」という。）は、申請書、再交付申請書、保有状況変更申出書、更新申請書、経由更新申請書、取消申請書、変更届、限定解除審査申請書（細則別記様式第 16）、技能検査申請書（第 17 号様式）又は国外運転免許証交付申請書（第 18 号様式）を受理する際は、免許証、写真、原票等又は警察共通基盤システム上の記録等により、申請者が現に免許を受けている者又は受けようとしている者と同一人であるか否かを必ず確認するものとする。また、免許証等の交付を受けていない者については、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があつて個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票の提出住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受けない者にあつては旅券、

外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の提示及び居住証明書の提出)に加え、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書等の本人を特定できるものを提示させ、確認するものとする。

(4) 免許に関する統計

運転免許課長は、警察庁において定めるところにより免許に関する統計を作成し、その活用を図るものとする。

(5) 試験問題等の出納

学科試験の問題、解答等は施錠できる保管庫に保管し、その出納状況を明らかにしておくものとする。

(6) 手数料の取扱い

申請等に係る手数料の徴収については、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）等の手数料関係規定の定めるところによるものとする。

(7) 写真

写真は、再交付申請書、保有状況変更申出書、更新申請書及び取消申請書（申出免許の申請が同時になされる場合に限る。）の所定の欄に貼り付けるものとする。この場合において、仮免許試験にあっては2枚を、仮免許試験以外の試験（再試験を除く。）にあっては1枚をそれぞれ試験結果表（第19号様式）に貼り付けるものとする。また、技能検査については2枚を検査結果表（第20号様式）に貼り付けるものとする。ただし、細則第17条の7規定する場合においては、申請書用写真の添付を省略できるものとする。

(8) 同時に他の申請がなされる場合の処理

再交付申請、保有状況変更申請、更新申請、取消申請等が同時になされる場合は、同時に他の申請がなされる場合の処理要領（別記第2）に基づいて処理するものとする。

第2 免許試験

1 免許試験の区分等

(1) 免許試験の区分

ア 免許試験は、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）、警察署又は指定教において定期的に実施する試験（以下「定期試験」という。）及び臨時的に出張して実施する試験（以下「出張試験」という。）に区分するものとする。

なお、再試験は定期試験とする。

イ 定期試験、審査及び検査の実施日は、運転免許課長が免許の種類に応じて試験日を指定し、開催の1月前までに山梨県警察本部のホームページに掲載するものとする。ただし、免許試験は、天候その他の事由で試験の実施が困難であ

る場合は、その日の試験を実施しないことができるものとし、運転免許課で行う免許試験にあつては運転免許課長、警察署で行う免許試験にあつては署長の判断で実施日の変更及び追加ができるものとする。

ウ 出張試験は、出張試験申請書（第 2 1 号様式）を受理した場合に、出張試験実施基準（別記第 3）により実施するものとする。

(2) 試験担当者の指定

運転免許課長及び署長は、免許試験の適正を期するため、あらかじめ職員の中から試験実施責任者及び同補助者（以下「試験担当者」という。）を指定し、試験を実施させるものとする。ただし、技能試験（審査及び検査を含む。）を担当する者は、技能試験官であることとする。

2 申請書等の受付

(1) 申請書及び質問票の受理

運転免許課長又は申請者の住所地を管轄する署長は、申請書を受理するとともに、質問票を提出させるものとする。ただし、署長は、小型特殊自動車（以下「小特」という。）の免許（法第 9 7 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合を除く。）、原動機付自転車（以下「原付」という。）の免許（法第 9 7 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合を除く。）及び仮免許の申請（法第 9 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）について受理するものとする。また、質問票は申請の都度徴するものとし、質問票の提出時に回答欄が周囲から見られない措置を講ずること。

なお、質問票回答欄の「はい」にチェックがあるとき、又は申請者の言動等から病気の疑いが確認された場合は、申請を受理する前にプライバシー保護の観点から、別室において、本人に対し第 1 1 に定める安全運転相談を事前に受けたか否かを聴取し、受けた場合は、運転免許課適性検査所へ確認後に申請を受理するものとする。安全運転相談を受けていない場合は、一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（令和 4 年 4 月 2 2 日付け、例規甲（免講）第 1 1 号）に定める個別聴取受理簿により個別聴取し、病気の内容、症状等によっては、試験に合格しても免許を拒否される場合がある旨を説明するとともに、運転免許課適性検査所へ通報するものとする。

(2) 法第 9 7 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定を適用する試験（以下「失効一部免除試験」という。）

ア 申請時に免許証が亡失等により返納できない場合又はマイナ免許証の免許情報記録が確認できない場合は、原則として自動車安全運転センターから運転免許経歴証明書の交付を受け、職員により写真の確認を受けた後に申請を受理するものとする。

イ 申請は受けていた免許全てを同時に行わせるものとし、いずれかの免許を申請しない場合は、上申書を提出させて本人の意思表示を明確にしておくものとする。

なお、小特免許及び原付免許については、申請書（第２号様式）の小特・原付免許申請不要欄に記名し、又は押印させることにより処理するものとする。

ウ 高齢者講習対象者は、高齢者講習又は運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）（以下「運転免許取得者等教育」という。）受講後に申請させるものとする。

エ 法第９７条の２第１項第５号の特定取消処分者に該当する場合は、取消処分書を確認するとともに、安全運転相談終了書（第２２号様式）を提示させるものとする。

オ 規則第１８条第１項第５号にある「やむを得ない理由を証するに足りる書類」とは、次に掲げるものとする。

(ア) 病気にかかり、又は負傷していた場合については、病名、入院期間等が明記された医師の診断書等

(イ) 法令の規定により身体を拘束されていた場合については、身体拘束期間の明記された刑務所等で発行した在所証明書等

(ウ) 海外に渡航していた場合については、旅券を提示させそれを複写したもの又は出入国の証明書等

(エ) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じた場合については、所管の官公庁等が発行した当該事情を証明する書類等

(オ) 災害を受けた場合については、その事実を証明する資料等とするが、他に特例措置が認められている場合は、その特例措置の範囲のものも認める。

(カ) 公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを証明する資料等

カ 住民基本台帳法の適用を受けない者については、滞在先同居者等の一時滞在証明書をもって住民票の代用とし、併せて邦人にあつては戸籍抄本又は住民票の除票（本籍記載のものに限る。）を、外国人にあつては旅券等を提出させるものとする。

(3) 受付の方法

ア 申請書の受付に当たっては、申請書をもって受付簿に代えるものとする。

イ 署長は、警察署で行う小特試験及び原付試験（以下「警察署試験」という。）を受験する者の申請書を受理するに当たっては、小特・原付免許試験申請書收受簿（第２３号様式）により処理するものとする。

ウ 署長は、運転免許課で行う小特試験及び原付試験（以下「運転免許課試験」という。）を受験する者の申請書類等について、警察署試験と同様に申請書類

の点検を行い、受験日の指定をするものとする。

エ 運転免許課長は、新規免許受験者（小特免許及び原付免許受験者を除く。）で、県内に住所があり県内の指定教卒業者には、卒業までに事前申請票を指定教等を通じて運転免許課に提出させるものとする。また、県外の指定教卒業者その他の新規免許受験者には、申請の際に事前申請票を提出させるものとする。

オ 新規免許受験者で運転免許課試験を受けようとするものは、住所を管轄する警察署に事前申請票を提出するものとする。

なお、署長は受理した事前申請票を指定した試験日の１週間前までに到達するよう運転免許課長に送付するものとする。ただし、受験者が多数予想される春休み等の繁忙期等については、別途指示により処理するものとする。

カ 学科試験を受けようとする者で、法第９７条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適用を受け、同時に複数の免許を申請する場合は、同日に受理できるものとするが、この場合、申請者の希望する１種類の免許を初めに申請させ、当該免許の学科試験合格後に他の免許について申請させるものとする。

なお、申請書は免許の種類ごとに作成させるものとする。

(4) 事前申請票の送付と保管

事前申請票は、逡送等で送付するものとする。ただし、申込み時期により（３）オの期日までに到着できないと判断した場合は、ファクシミリで送信することができるものとする。

なお、ファクシミリで送信する場合は、必ず運転免許課に送信前の連絡及び受信した旨の確認をするとともに、事前申請票を指定した試験日まで保管するものとする。

(5) 事前申請票の処理

ア 運転免許課長は、事前申請票に基づいて警察共通基盤システムに受験者の情報を仮登録し、登録後は速やかに事前申請票を復元できないように破棄するものとする。

イ 署長は、保管期日を経過した事前申請票は、速やかに復元できないように破棄するものとする。

(6) 申請書類の点検

申請書類の受付に当たっては、次の事項を点検するものとする。

(ア) 年齢、違反歴、病気の申告等について受験資格がある者か。

(イ) 質問票による回答欄に記載漏れ又は誤記がないか。また、申請時の申告であるか。

(ウ) マイナンバーカード、旅券その他の書類を提示させ、申請者が本人に間違

いないか。

なお、その他の書類とは、次の書類とする。

- a 官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証、資格証明書及び身分証
- b 学生証及び民間会社の社員証（この場合は、写真が貼り付けてあるものを原則とし、貼り付けていないときは申請者の協力を得て、本人に学年、クラス等又は配属先、業務内容等を質問し、疑念がある場合は、更に当該学校、会社等に電話照会するなど、所要の調査を行った上で受理をすること。）

(エ) 申請書、試験結果表及び事前申請票の記載事項に誤りはないか。

(オ) 添付書類に不備はないか。

なお、住民票については申請前6月以内に発行されたものを提出するよう指導するものとする。

(カ) 添付してある写真は鮮明であり、かつ、申請前6月以内に撮影したものか。

(キ) 手数料の徴収に過不足はないか。

(ク) 免許証作成の際必要となる4桁の暗証番号が2種類記載されているか。

また、暗証番号を設定しない者に対しては、暗証番号の説明確認書（第9号様式）の内容を説明し、本人に記入させて意思確認をすること。

(ケ) マイナ免許証作成の際必要となる4桁の暗証番号が記載されているか。

(7) 受験番号

ア 運転免許課において行う試験（審査及び検査を含む。）の受験番号は、免許の種類ごとに試験実施日の一連番号とする。ただし、失効一部免除試験の受験番号は、免許の種類にかかわらず受験者ごとの一連番号とする。

イ 警察署試験の受験番号は、試験ごとの一連番号とする。

なお、同日に複数回又は同時に2か所以上の会場で実施する場合は、受験番号が重複しないよう相互に調整を行うものとする。

3 受験者名簿の作成

- (1) 申請書に基づいて、免許の種類ごとに受験者名簿（第24号様式及び第25号様式）を作成するものとする。ただし、再試験受験者名簿は別に作成するものとする。
- (2) 受験者名簿の受験番号は、2（7）の受験番号と同一とする。
- (3) 失効一部免除試験の受験者名簿は、「現有免許証番号等」欄に申請する免許の種類を一行に一種類記載するものとする。また、「教習所名等」欄には入院、在所等のやむを得ない理由を、備考欄には住所を管轄する警察署名を記載するものとする。

- (4) 学科試験を免除する場合の受験者名簿は、申請する免許の種類ごとに一連番号で記載し、「現有免許証番号等」欄には現在受けている免許のうち最上位のものを記載するものとする。また、「教習所名等」欄には卒業した教習所名を、備考欄には住所を管轄する警察署名を記載するものとする。

4 試験用車両の指定等

- (1) 試験に使用する自動車の指定の申請は、技能試験用自動車の指定申請書（第26号様式）により運転免許課長が受理するものとする。
- (2) 運転免許課長は、(1)の試験に使用する自動車の指定をしたときは、指定書交付簿（第27号様式）を作成し、指定書（第28号様式）を交付するものとする。
- (3) 運転免許課長は、亡失、滅失、汚損、破損等の事由で、指定書再交付申請書（第29号様式）により、指定書の再交付申請があったときは、指定書交付簿を確認の上、再交付するものとする。

なお、汚損又は破損の事由により再交付申請したときは、汚損し、又は破損した指定書を添付させるものとする。

- (4) 廃車、譲渡、盗難等の事由により指定書を返納するときは、指定書返納届（第30号様式）に指定書を添えて返納するものとする。

第3 試験実施要領等

1 適性試験

(1) 適性試験実施要領

ア 適性試験は、適性試験実施要領（別記第4）に基づいて行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

イ 身体障害者に対する運動能力に係る適性試験は、身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について（通達）（令和5年3月30日付け、警察庁丙運発第7号。以下「身障者適性試験要領」という。）に基づいて行うものとする。

ウ 適性試験は、申請の都度行うものとする。ただし、前回に行った適性試験に合格し、1月を経過していないものについては、適性試験を省略することができるものとする。

エ 適性試験の受験者の確認は、試験結果表に貼り付けてある写真と受験者を照合して行うものとする。

(2) 適性試験実施上の留意事項

適性試験の実施に当たっては、採光、騒音の防止等に配慮し、良好な状態で行うものとする。

2 学科試験

(1) 試験問題の作成

学科試験の問題は、第二種免許、第一種免許（小特免許及び原付免許を除く。）、小特免許、原付免許及び仮運転免許の区分ごとに、運転免許課長が作成するものとする。

(2) 試験問題の形式、所要時間等

ア 第二種免許及び第一種免許（小特免許及び原付免許を除く。）の試験問題は、正誤式 90 問及び三肢の正誤式のイラスト問題 5 問の計 95 問で、所要時間は 50 分とする。

イ 小特免許及び原付免許の試験問題は、正誤式 46 問及び三肢の正誤式のイラスト問題 2 問の計 48 問で、所要時間は 30 分とする。

ウ 仮免許の試験問題は正誤式の 50 問で、所要時間は 30 分とする。

(3) 答案用紙

学科試験の答案用紙は、第 31 号様式から第 33 号様式までを用いるものとする。

なお、指定教に委託して行う仮免許学科試験の答案用紙は、別に定めるものとする。

(4) 使用問題の決定

学科試験の使用問題は、運転免許課長又は署長が、試験を実施する直前に決定するものとする。

(5) 試験実施要領

ア 受験者の席順は、原則として受験番号の順とする。ただし、不正受験を防止するため、実施日により列を変えるなどして同一方法をとらないようにするものとする。

イ 学科試験を開始する前に、受験者に配布した答案用紙に氏名、受験番号、受験種別その他の所要事項を記入させ、これらが正確に記載されているか申請書の記載事項と照合するとともに、試験結果表に貼り付けてある写真と受験者を照合して同一人であるか確認するものとする。

ウ 受験者に対しては、次の事項を説明して試験を開始するものとする。

(ア) 受験資格の確認

(イ) 試験問題の形式及び所要時間

(ウ) 解答の方法及び訂正の方法

(エ) 受験上の注意事項

a 試験官の指示に従うこと。

b 不正の手段により受験した者は、合格の取消し又は受験停止があること。

c 携帯電話の電源を切ること。

- d 始めの合図があるまで問題を見ないこと。
 - e 問題用紙を汚したり、答案用紙に不必要な記入をしないこと。
 - f 質問のある者は手を挙げて試験官に合図すること。
 - g 問題の内容に関する質問には応じられないこと。
 - h 机上には申請書、答案用紙及び筆記具以外のものを出しておかないこと。
 - i 答案用紙の記入は、試験会場に用意された筆記用具を使用すること。
 - j 試験実施中の退場については、やむを得ない場合以外は認めないこと。
 - k 終了の合図で、一斉に解答を終了すること。
- エ 受験者の態度に絶えず注意して不正受験を防止し、不正受験の発見に努めるものとする。
- オ 試験終了後は、全ての答案用紙及び問題用紙を漏れなく速やかに回収するものとする。また、回収した問題用紙及び答案用紙の枚数は、受験者数と一致するか必ず確認し、併せて問題用紙の破損等も確認するものとする。

3 技能試験

- (1) 技能試験は、運転免許技能試験実施基準について（通達）（令和6年10月22日付け、警察庁丙運発第23号）及び運転免許技能試験に係る採点基準の運用の標準について（通達）（令和6年10月22日付け、警察庁丁運発第215号）に基づいて行うものとする。

(2) 使用する自動車

技能試験においては、山梨県公安委員会が提供し、又は指定した自動車を使用するものとする。ただし、規則第24条第7項ただし書に該当する場合は、運転免許課長が認めたこれらの自動車以外の自動車を使用することができるものとする。

(3) 次番者同乗

普通第一種免許、準中型第一種免許、中型第一種免許、大型第一種免許、普通第二種免許、中型第二種免許、大型第二種免許及び仮免許の試験又は普通第一種免許若しくは準中型第一種免許の再試験については、次に受験する者を後部座席に乗車させて行うものとする。ただし、最後の受験者又は受験者が1人の場合は、次番者以外の者を後部座席に乗車させて行うものとする。

(4) 受験者の確認等

技能試験官は、申請書類等で受験者の人定確認をするものとする。また、適性試験結果を確認し、その結果に応じた条件で受験させるものとする。

(5) 試験の延期

技能試験官は、受験者の服装が不適切であると認めた場合（二輪車受験時にヘルメット、手袋、長袖、長ズボン及び靴を着用していない場合又は四輪車受験時

にげた、サンダル若しくはハイヒールを着用している場合）又は適性試験の判定時に条件（眼鏡、補聴器等）を付与することによって合格した場合で、その条件を満たしていない状態で受験しようとするときは、その者の試験を延期するものとする。

第4 試験場の秩序維持

1 留意事項

- (1) 試験担当者は、常に試験場の秩序維持に留意し、試験が円滑に行われるように努めるものとする。
- (2) 試験担当者は、次の事項のいずれかに該当する受験者に対しては、当該受験者の試験を停止し、又は試験場から退場させるなどの措置を講ずるものとする。
 - ア 他の受験者の受験を妨害し、又は他の受験者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者
 - イ 試験担当者の指示に従わず、その試験を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある者
- (3) 試験担当者は、受験予定者等から事前にパニック障害等の申出があった場合は、できる限り別室で試験を行うなどの措置を講ずるものとする。

2 試験を停止した者等に対する措置

試験を停止して受験者を試験場から退場させ、又は試験開始前に試験の秩序を乱すおそれのある者を発見した場合は、当該受験者の反省を促し、その情状によっては、その免許申請を無効とせず、試験日を変更して次回の試験を受けさせるなどの措置を講ずるものとする。

第5 試験結果の記載等

1 受験者名簿等の記載

試験が終了したときは、試験の成績及び合格又は不合格の別を、受験者名簿及び試験結果表に記載して整理するものとする。

2 受験者名簿の記載要領

- (1) 適性試験の結果は、「適性」欄に、合格は「合」と黒又は青色で表示し、不合格は「不」と赤色で表示するものとする。
- (2) 学科試験及び技能試験の実施結果は、次のとおり記載するものとする。
 - ア 「学科」又は「技能」欄に得点を記載し、指定教の卒業者以外の者の学科試験及び技能試験については、合格点を赤色の○で囲む。ただし、法第97条の2に定める免許試験の一部免除については、「免」と黒又は青色で表示する。
 - イ 指定教卒業者の「技能」欄には「卒免」と黒又は青色で表示する。
 - ウ 試験の一部を受験しなかった者については、受験しなかった試験の欄に「不参」と赤色で表示する。

- (3) 「判定」欄には、合格は「合格」と黒又は青色で表示し、不合格は「不合格」と赤色で表示する。
- (4) 「性別」欄は、女性の受験者のみ○で囲む。
- (5) 「教習所名等」欄（運転免許課において行う試験に限る。）には、教習所名又は警察署名を記載する。

3 試験結果表の記載要領

- (1) 適性試験の科目の欄には、試験の結果を記載して試験担当者が押印するものとする。
- (2) 免許を与える場合の条件の欄には、申請した免許種類に付すべき条件を記載するものとする。
- (3) 適性試験、学科試験及び技能試験の欄には、合格の場合は合格印（別記第4の2）を黒又は青色で押印し、不合格の場合は不合格印（別記第4の3）を赤色で押印するものとする。ただし、警察署試験の場合は、2（1）に準じて表示するものとする。

4 試験延期者の取扱い

- (1) 病気その他正当な理由により試験延期の申出があったときは、新たに試験の日時を指定し、受験者名簿の「学科」又は「技能」欄及び試験結果表の結果欄に「学科延期」又は「技能延期」と表示し、申請書を試験日まで保管するものとする。
- (2) （1）により指定した試験日時に受験しなかったときは、受験者名簿の「学科」又は「技能」欄及び試験結果表の結果欄に「不参」と赤色で表示し、申請書は不合格書類として処理するものとする。

第6 試験結果の発表

1 試験結果の発表

- (1) 運転免許課長及び署長は、採点業務が終了したときは、速やかに受験番号により合格発表するものとする。
- (2) 合格発表は、運転免許課において行う試験にあつては運転免許合格発表装置又は口頭で行い、警察署試験にあつては発表場所に合格番号を表示する等の方法で行うものとする。

2 合格者への対応

合格した者に対しては、次に行われる試験や講習、免許証交付までの手順等について説明する。

3 不合格者への対応

不合格となった者（再試験の不合格者を除く。）に対しては、試験結果表及び申請書添付書類を返すとともに、次回の試験の受験要領を教示するものとする。

4 試験結果関係書類の送付

署長は、申請書類に受験者名簿を添えて、警察署試験の終了後 3 日以内に運転免許課長に送付するものとする。

5 得点の開示

試験の得点については、山梨県警察が保有する個人情報の簡易な手続による提供に関する事務取扱要領（令和 5 年 4 月 24 日付け、例規甲（務企）第 12 号）に基づき、本人からの申出により得点を閲覧させることができるものとする。

第 7 合格決定の取消し、試験の停止等

1 不正受験者発見の場合の措置

- (1) 試験担当者は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）を発見したときは、直ちに当該不正受験者の試験を停止し、その状況を速やかに運転免許課長又は署長に報告するものとする。
- (2) (1) の報告を受けた署長は、運転免許不正受験者発見報告書（第 34 号様式）に疎明資料を添えて運転免許課長に送付するものとする。

2 処分を行う場合の措置

- (1) 運転免許課長は、1 (1) による報告又は 1 (2) による送付を受けたときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）による聴聞又は弁明の機会の付与の手続をとるものとする。
- (2) 聴聞等により不正受験者の処分が決定されたときは、被処分者に対し速やかに運転免許試験合格決定取消・受験停止通知書（第 35 号様式）、再試験合格決定取消通知書（第 36 号様式）又は運転免許試験停止通知書（第 37 号様式）を交付し、請書（第 38 号様式）を徴するものとする。

第 8 審査及び検査

1 実施要領

審査及び検査は、第 3 の 3 に準じて行うものとする。

2 審査

(1) 審査の実施等

ア 審査は、運転免許課長が行うものとする。

イ 運転免許課長は、審査の申請があったときは、限定解除審査申請書により受理し、受審者名簿（第 39 号様式）を作成するものとする。

(2) 審査結果の記載及び結果発表

審査結果は、第 5 の 2 に準じて受審者名簿に記載するものとし、第 6 の 1 に準じて発表を行うものとする。

(3) 合格者に対する措置

運転免許課長は、審査に合格した者に対しては免許証等の提出を求め、免許証にあつては免許証備考欄に限定解除の旨及びその年月日を記載し、3 号印を押印

するとともに、ＩＣチップの記録を訂正するものとし、マイナ免許証にあってはマイナ免許証のそれぞれの区分の該当部分に記録するものとする。

3 検査

(1) 検査の実施等

ア 検査は、運転免許課長が行うものとする。

イ 運転免許課長は、検査の申請があったときは、第２の２（６）に準じて書類を確認の上、技能検査申請書により受理するものとする。

(2) 受験者名簿の作成

申請書に基づいて、免許の種類ごとに受験者名簿（第２５号様式を準用する。）を作成するものとする。

(3) 検査結果の記載、結果発表及び合格証明書の交付等

ア 検査結果の記載等

検査結果の記載、受験者名簿及び検査結果表の記載要領は第５の１から３までに準じて行うものとする。

イ 検査結果の発表

検査の結果発表及び書類の返戻については、第６の１及び２に準じて行うものとする。

ウ 合格証明書及び合格者名簿の作成

検査の結果、合格基準を満たした者に対して検査合格証明書を交付し、技能検査合格者名簿（第４０号様式）を作成するものとする。

(4) 検査合格証明書番号

５桁の数とし、上位２桁は年号、末尾３桁は暦年の一連番号とする。

(5) 検査合格証明書の再交付

検査合格証明書の再交付申請書（第１７号様式を準用する。）により再交付申請があったときは、関係書類を確認の上で再交付するものとする。

なお、再交付する検査合格証明書の右上には朱書きで「再交付」と表示し、申請事由が亡失又は滅失の場合はてん末の確認資料として運転免許証再交付申請理由書（第４１号様式を準用する。）を、汚損又は破損の場合は汚損等した検査合格証明書を申請書に添付させるものとする。

第９ 指定教で行う仮免許試験

1 仮免許試験の委託

指定教において教習を受けている者（以下「教習生」という。）に係る仮免許申請の受理、仮免許試験、仮免許証用紙の記載及び仮免許証交付事務は、細則第１７条の２に定めるところにより、指定教に委託して実施するものとする。

なお、試験の実施に関しては、別に定めるものとする。

2 学科試験

仮免許の学科試験は、当該指定教の管理者又は副管理者に実施させるものとし、第3の2（1）により作成した試験問題を使用する際は、運転免許課長が使用問題を当日の朝に指定するものとする。ただし、使用日が運転免許課の閉庁日に当たる場合は、前日の午後に指定するものとする。

3 学科試験の申請

指定教の行う申請の受理等については、次のとおり行うものとする。

ア 申請は、当該指定教の教習生に係るものに限り受理すること。

イ 申請は、仮運転免許申請書収受簿（第42号様式）により受理すること。

ウ 申請書への住民票の添付は省略すること。

エ 申請書には、修了証明書のほか次の書類を添付させること。

（ア） 大型仮免許申請にあつては3年以上、中型仮免許申請にあつては2年以上の運転免許経歴が免許証等により確認できないものは、自動車安全運転センターが発行する運転免許経歴証明書の写し

（イ） 第11に定める身体的な安全運転相談を受けているものは、運転免許課長が発行した適性検査（運動能力）結果表（第43号様式）の写し

（ウ） 第11に定める病気に係る安全運転相談を受けている場合は、安全運転相談終了書の写し

（エ） 質問票

オ 身体的な安全運転相談の必要があると思う者が、エ（イ）の相談を受けていない場合は、可否の記載を行う前に運転免許課試験担当へ速報し、指示を受けるものとする。

カ 質問票の回答欄の「はい」にチェックがある者が、エ（ウ）の相談を受けていない場合は、可否の記載を行う前に運転免許課適性検査所へ速報し、指示を受けるものとする。

4 受験番号

受験番号は、試験実施日の指定教ごとの一連番号とする。

5 受験者名簿等の作成

指定教は、申請書に基づいて仮運転免許受験者名簿（第44号様式。以下「仮免受験者名簿」という。）及び仮運転免許証作成・交付簿（第45号様式。以下「仮免作成・交付簿」という。）を作成するものとする。

6 試験結果の記載

試験結果の記載については、次のとおり行うものとする。

ア 適性試験の結果は、申請書の適性試験結果欄に記入し、仮免受験者名簿及び仮免作成・交付簿の「適性試験可否」欄に、合格基準に達している場合は「合」

と黒又は青色で表示し、合格基準に達していない場合は「不」と赤色で表示すること。

イ 学科試験の結果は、仮免受験者名簿及び仮免作成・交付簿の学科試験の「点数」欄に得点を記入し、合格基準以上の得点は赤色の○で囲み学科試験の「合否」欄に「合」と黒又は青色で表示し、合格基準以下の得点の場合は当該欄に「不」と赤色で表示すること。

7 試験結果の報告

指定教が実施した仮免許試験については、申請書、答案用紙、修了証明書（試験の成績が合格基準に達しない者の修了証明書を除く。）、質問票等、仮免受験者名簿及び仮免作成・交付簿を署長等に提出して試験結果を報告するが、指定教が合格基準に達していると判断した者については、仮免許証を作成して報告に合わせて提出するものとする。

8 合格者の決定

署長等は、提出された書面により、資格、適性検査、点数等について検証し、合格と判断した者の仮免許証の写真にエンボス印を押すことで合格者を決定する。ただし、官公庁機関の閉庁が8日以上連続する場合は、その中の1日を運転免許課長が、署長に代わって合格者を決定できることとし、実施日等の詳細については別途指示するものとする。

9 合格者の決定に関する留意事項

- (1) 署長等は、申請に係る試験手数料及び交付手数料の徴収に過不足がないか確認し、処理すること。
- (2) 署長等は、仮免許証に誤りがないか確認し、必要に応じて、指定教に再度作成させ、誤っている仮免許証を速やかに返納させること。
- (3) 署長等は、合格を決定した者の仮免許証を、仮免作成・交付簿により一括して指定教の管理者に戻すものとする。
- (4) 署長が合格を決定した者の仮免許証を指定教に戻した場合は、実施された試験ごとの受験者名簿に申請書、学科試験問題解答、修了証明書等を添えて速やかに運転免許課長に送付すること。

10 仮免許証の交付

指定教は、エンボス印の押された仮免許証を合格者に交付し、記載内容を本人に確認させることで合格の正式発表とするものとし、交付済みの仮免作成・交付簿は別途保管すること。

11 書類の返戻

指定教は、試験の結果が合格基準に達しなかった者に対して、運転免許経歴証明書、適性検査（運動能力）結果表又は安全運転相談終了書の写しが添付してあるも

のはこれらの書類を添えて修了証明書を返戻させるとともに、次回の受験要領を教示するものとする。

第10 外国免許の切替え

1 申請書等の確認及び受理

(1) 法第97条の2第3項の規定により、外国の行政庁が与えた運転免許証（以下「外国免許証」という。）を日本の免許証に切り替える申請があった場合は、外国免許関係事務取扱い要領の改正について（通達）（令和5年11月20日付け、警察庁丙運発第18号）に基づいて処理するものとする。

(2) 申請者から、申請書、外国免許証、日本語による翻訳文その他の必要書類の提出又は提示がなされても、次の事項のいずれかに該当する場合は、外国免許の切替えを行わない旨を教示して申請を受理せず、免許試験手数料は徴収しないものとする。

ア 法第96条に規定する受験資格その他法令に定める要件を満たさない。

イ 政令第34条の4第2項に規定する3月以上の滞在を満たしていない。

ウ 提示に係る外国免許証の有効期間が満了している。

エ 提示に係る外国免許証が、正規の様式に合致しない。

オ 提示に係る外国免許証が、当該国で定める手段、方法等により取得したものではない。

(3) 申請書を受理するに当たっては、申請書の誤記、記入漏れ及び外国免許の切替要件についての確認を行うものとする。

(4) 外国免許の切替申請時に行う質問票の提出については、第2の2（1）に準じて行うものとする。

2 外国免許証の点検

(1) 外国免許証の様式、偽変造の有無、申請者のものであるか、その有効期間等についての面接を行い、これに必要な関係書類等を複写し保管するものとする。

(2) 外国行政庁の免許法令等に基づき、外国免許証の取得手続の調査を行うものとする。

なお、保管中の当該国の免許関係資料等は、情報の漏えいを防止するため、原則として公開しないものとする。

3 運転に支障がないことの確認の方法

(1) 自動車等の運転経歴に関する質問

申請者に対し所持している免許証の取得動機、取得方法、運転経歴等を質問し、当該国の運転免許に関する法令と合致しているかについて確認するものとする。

(2) 知識に関する確認

ア 法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識

に関する質問を行うものとする。

イ 質問は、日本語、英語、中国語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシア語、タイ語、ベトナム語等で表記された10問で行うものとする。

ウ 7問以上を正解した者については支障なしとし、続いて実技に関する確認を行うものとする。

エ 正解が6問以下の者については支障ありとし、希望する場合は、知識に関する確認を再度申請させるものとする。

(3) 実技に関する確認

(2) による知識の確認において支障なしとされたものについては、申請に係る免許の種類ごとに定める実技実施方法(別記第5)により、自動車等の運転に関する実技を行うものとする。実技成績表(外免切替え)(別記第6)が100点満点中70点以上の者については支障なしとし、学科試験及び技能試験を免除するものとする。70点未満の者については支障ありとし、希望する場合は、実技に関する確認を再度申請させるものとする。

4 受験放棄の場合の手数料の取扱い

3(2)又は(3)により支障ありとされた者が受験を放棄した場合においては、申請を受理する際に徴収した免許試験手数料は返還しないものとする。

5 知識及び実技に関する確認を免除できる場合

3による確認の結果、申請書を受理した者のうち、面接等により、次のいずれかに該当することが確認された者については、知識及び実技に関する確認を行わずに、技能試験及び学科試験を免除することができるものとする。この場合において、面接等の中で疑義が生じたときは、知識及び実技の確認を行うことができるものとする。

ア 過去に日本の免許を有していたことのある者

イ 我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有している国の行政庁の免許を有する者

6 その他

適性試験については、第3の1に準じて行うものとする。

第11 安全運転相談

1 安全運転相談の受理

身体的な障害に係る免許の範囲及び条件、技能試験に使用する車両についての相談又は免許の拒否、保留、停止若しくは取消しに該当する疑いのある疾病者からの相談は、運転免許課長が受理するものとする。

2 安全運転相談の担当者

運転免許課長は、身体的な安全運転相談のうち、新規取得にあつては試験担当者

に、免許更新にあつては免許担当者に、病気に係る安全運転相談にあつては適性検査所担当者に従事させるものとする。

3 安全運転相談の結果

- (1) 安全運転相談を行ったときは、適性検査（運動能力）結果表又は安全運転相談受理簿（第46号様式）を作成し、運転免許課長に報告するものとする。
- (2) 運転免許課長は、免許の取得等が可能であると認められたときは、安全運転相談終了書を作成し、本人に交付するものとする。

なお、運動能力に係る安全運転相談を行った場合は、適性検査（運動能力）結果表を2部作成し、1部を安全運転相談終了書に代えて本人に交付するものとする。

4 実施上の留意事項

安全運転相談を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

ア 身体障害の程度が外見上不明確で適性の判定が困難な者については、申告状況及び障害状況のみで即断することなく、自動車又は原付を操作させて慎重に判断すること。

イ 身体障害者が技能試験に使用する車両の種類については、身体障害者に任せることとなるが、新規に受験する身体障害者は、その選択の判断について迷う場合が多いと考えられるので、一律に車体の小さな自動車に限定することなく、適切な指導をするよう配慮すること。

ウ 障害の状態と免許の範囲及び条件内容については、身障者適性試験要領を基準として、各個人の運動能力に応じて適正に判断すること。

なお、自動車の種類の限定は、試験に使用する車両及び障害の状態の両面から判断すること。

エ 病気に係る安全運転相談において、本人の申告のみでは判断できない場合は、主治医等の診断書の提出を求めるなどして結論を出すこと。

5 警察署窓口での対応要領

更新、受験相談等で警察署窓口を訪れた者が、自己申告、申請者の言動等によって病気の疑いが確認された場合は、運転免許課の安全運転相談を受けるよう指導するものとし、警察署において結論を出さないものとする。

第12 免許証等

1 免許証の作成

- (1) 免許証は、運転免許課長が作成するものとする。
- (2) 免許証は、第1の3（3）の確認を行い、業務要領の定めるところにより登録を終えた後でなければ作成しないものとする。
- (3) 免許証は、申請者又は規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真を撮

影し、登録した事項と合成して作成すること。

- (4) 免許証の印刷、登録及び記載に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 氏名及び生年月日

- (ア) 免許証表面に印刷するとともに、ＩＣチップに氏名及び生年月日データを記録する。

- (イ) 日本国籍を有しない者の氏名は住民票、旅券又は外務省等の発行する身分証明書（以下「住民票等」という。）に記載されているローマ字とし、漢字氏名がある場合はローマ字の後にスラッシュ（／）を入れて漢字氏名を併記する。

例 ZHU YUANZHANG／朱 元璋

なお、住民票等の氏名欄に通称名が併せて記載されており、本人も通称名の表示を希望している場合は、通称名欄及び備考欄に通称名を入力する。

例 山梨 元璋

- (ウ) 生年月日については、西暦を日本の年号に換算したものとする。
- (エ) 氏名の全てを印刷することができない場合は、ＩＣチップに氏名の全てを記録するとともに、免許証裏面の備考欄に氏名の全てを印刷する。
- (オ) 本人が旧姓の表示を希望している場合は、旧姓欄及び備考欄に旧姓を入力する。

例 山梨 花子

イ 本籍

ＩＣチップに本籍データを記録する。

ウ 住所

- (ア) 免許証表面に印刷するとともに、ＩＣチップに住所データを記録する。
- (イ) 住所の全てを印刷することができない場合は、次の順序で調整して枠内に印刷するものとする。
- a 南アルプス市以外のカナ文字、英字、数字及び記号を全角で印刷する。
 - b 既に登録されている住所データベースと一致する部分以降の文字を全角で印刷する。
 - c 全て全角で印刷する。
- (ウ) 個人情報保護の観点から、住所変更のために提示された住所資料の中のアパート名等を省略して申請することを認めるものとする。ただし、郵便物が正しく届けられる範囲内の省略に限る。

エ 交付年月日

- (ア) 免許証表面に印刷するとともに、ＩＣチップにデータを記録する。
- (イ) 免許証の交付年月日は、原則として免許試験又は適性検査の合格日とする。

ただし、指定教卒業者以外の者の免許試験、小特試験、原付試験、出張試験、第17の2(8)エ及び警察署更新については、別に定める。

- (ウ) 交付年月日の後に、別に定めるところによる5桁の照会番号を印刷するとともに、ICチップにデータを記録する。

オ 免許証の有効期間の末日欄

- (ア) 有効期間の末日欄の色分けは、警察庁において定めるところにより、次のとおり免許証表面に印刷するとともに、ICチップにデータを記録する。
- (イ) 優良運転者（法第95条の6第1項の表の備考4の適用を受け優良運転者となった者を含む。）の免許証は金色
- (ウ) 新規免許取得者（法第97条の2第1項第3号に定める免許試験の一部免除によって免許を取得（以下「失効再取得」という。）する者及び現に免許を有する者で新たに他の種類の免許を取得するものを除く。）の免許証は黄緑色
- (エ) (イ) 及び (ウ) 以外の免許証は青色

カ 免許の条件等

- (ア) 免許の条件等の記載要領(別記第7)に基づき、免許証表面に印刷するとともに、ICチップにデータを記録する。
なお、条件内容の全てを印刷できない場合は、免許証裏面の備考欄に印刷するとともに、ICチップの備考欄に記録する。
- (イ) 優良運転者である場合は、免許証表面に優良と印刷する。

キ 免許証番号

警察庁において定めるところにより、12桁の免許証番号を免許証表面に印刷するとともに、ICチップにデータを記録する。

ク 二・小・原、他及び二種

- (ア) 原則として、対応する免許試験の合格日を免許証表面に印刷するとともに、ICチップにデータを記録する。ただし、指定教卒業者以外の者の免許試験、小特試験、原付試験及び出張試験については、別に定める。
- (イ) 大型自動二輪免許又は普通自動二輪免許を受けた者が、法第71条の4第4項から第7項までに定めるいわゆる二人乗り禁止対象者に該当するときは、警察庁において定めるところにより、当該免許年月日を備考欄に記載する。

ケ 種類

保有する免許の種類の略語を免許証表面に印刷するとともに、ICチップにデータを記録する。

コ 備考

(ア) 免許証裏面の備考欄には、法第93条第2項に定める事項その他必要な事項を記載する。

(イ) 備考欄に記載できる余白部分がないときは、備考欄補充用紙（第47号様式）を貼り付け、免許証裏面台紙と備考欄補充用紙にかけて3号印による割り印を押すものとする。

なお、補充用紙が2枚目に及ぶときは、1枚目の割り印とは別の位置に押すものとする。

2 特定免許情報の記録

(1) 運転免許課長又は署長は、免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの又は免許証及びマイナ免許証のいずれをも有しないものに、その者のマイナンバーカードのICチップに当該免許に係る特定免許情報（法第95条の2第2項に規定する事項をいう。以下同じ。）を記録することができるものとする。

(2) 特定免許情報の記録に当たっては、第1の3（3）の確認を行い、業務要領の定めるところにより登録を完了した後でなければ当該記録を行わないものとする。

(3) 特定免許情報の記録は、申請者又は規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真を撮影し、登録した事項と合成して行うものとする。

(4) 特定免許情報である事項

ア 免許情報記録の番号

警察庁において定めるところにより、12桁の特定免許記録番号をICチップにデータを記録する。

イ 記録年月日

記録年月日は、原則として免許試験又は適性検査の合格日とし、5桁の照会番号と併せて、ICチップにデータを記録する。

ただし、指定教卒業者以外の者の免許試験、小特試験、原付試験、出張試験、第17の2（8）エ及び警察署更新については、別に定める。

ウ マイナ免許証の有効期間の末日

(ア) 有効期間の末日の色分けは、警察庁において定めるところにより、次のとおりICチップにデータを記録する。

(イ) 優良運転者（法第95条の6第1項の表の備考4の適用を受け優良運転者となった者を含む。）のマイナ免許証は金色

(ウ) 新規免許取得者（法第97条の2第1項第3号に定める免許試験の一部免除によって免許を取得（以下「失効再取得」という。）する者及び現に免許を有する者で新たに他の種類の免許を取得するものを除く。）のマイナ免許

証は黄緑色

- (エ) (イ) 及び (ウ) 以外のマイナ免許証は青色

エ 種類

保有する免許の種類の略語を I C チップにデータを記録する。

オ 免許の条件等

免許の条件等の記載要領(別記第 7)に基づき、I C チップにデータを記録する。

カ 二・小・原、他及び二種

- (ア) 原則として、対応する免許試験の合格日を I C チップにデータを記録する。
ただし、指定教卒業者以外の者の免許試験、小特試験、原付試験及び出張試験については、別に定める。

- (イ) 大型自動二輪免許又は普通自動二輪免許を受けた者が、法第 7 1 条の 4 第 4 項から第 7 項までに定めるいわゆる二人乗り禁止対象者に該当するときは、警察庁において定めるところにより、当該免許年月日を I C チップにデータを記録する。

(5) 留意事項

2 枚持ち(免許証及びマイナ免許証の双方を保有する場合。以下同じ。)の者は、ワンストップサービスが行えないことから氏名、生年月日、本籍及び住所について、第 1 2 の 1 (4) アからウまでに基づき、I C チップにデータを記録するものとする。

3 免許証等の暗証番号

(1) 暗証番号の特性及び保護

ア 非接触型の I C チップは、記録されたデータを電波で発信する特性を持っているため、警察庁において定めるところにより、数字 4 桁の暗証番号を設定し、免許証は 2 組、マイナ免許証は 1 組でそれぞれデータの保護を確保している。

イ 暗証番号

(ア) 免許証

最初の 4 桁で免許証表面と同様のデータを読み出すことができる。さらに、4 桁の暗証番号を入力することで、本籍及び顔写真も読み出すことができる設定となっている。

(イ) マイナ免許証

暗証番号で免許証表面と同様のデータ並びに本籍及び顔写真を読み出すことができる。

ウ I C チップへの不正アクセスを防止するため、暗証番号の入力を続けて 3 回間違えた時点で、I C チップへのアクセス機能が停止する保護措置が講じられ

ている。

エ 警察職員は、特に説明できる正当な理由がない限り、申請者に暗証番号を尋ねてはならない。

(2) 暗証番号の申告方法

ア 免許を新規取得する場合は、免許証にあつては、運転免許申請書（第2号様式）、マイナ免許証にあつては、特定免許情報記録申請書（第5号様式）の専用欄に暗証番号を記載させること。

イ 免許の更新時は、運転免許証等更新申請書（第8号様式）に記載させ、併せて更新受付端末装置から入力させること。

ウ ア及びイ以外については、各申請書類の専用欄等に暗証番号を記載させること。

エ （1）アの理由等を説明しても、ア、イ又はウの記載若しくは入力を行わない者には、暗証番号の説明確認書を読み聞かせてから、署名を求めること。

オ エの署名にも応じなかった場合は、暗証番号の説明確認書下欄の対応者記載欄に、対応した職員が状況を簡記すること。

カ 暗証番号の説明確認書は、申請書等とともに保管すること。

なお、経由更新申請の場合については、申請書等とともに住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）に送付すること。

(3) 暗証番号の確認

免許証等表面に印刷されない暗証番号については、次の方法で申請者に確認させること。

(ア) 運転免許課に直接申請した者に対しては、自動受付機で申請者が入力した直後に暗証番号を印字した感熱紙を手渡して行う。

(イ) 警察署等に申請した者に対しては、免許証等の交付日に暗証番号を印字した感熱紙を手渡して行う。

(4) 暗証番号を忘れた旨の問合せに対する対応

暗証番号を忘れてしまったとの問合せには、次の場所と手順で教示すること。

(ア) 教示できる場所等

I C免許証追記端末装置又は運転情報記録端末（以下「I C免許証追記端末装置等」という。）が設置されている場所で、原則として装置の稼働時間内とする。

(イ) 教示手順

a 保有者本人が免許証等を持参して照会する。

b 対応した職員は、免許証等写真と本人との照合確認を施してから、I C

免許証追記端末装置等で確認できる免許証等であるか確認する。

c 運転免許課長が指定する者に暗証番号を照会する。

d 暗証番号を保有者本人に直接教示する。

(5) 暗証番号の閉塞解除

暗証番号を続けて3回間違えた時点で、ICチップへのアクセスができなくなる。この停止状態の解除は、次の場所と手順で処理すること。

(ア) 解除できる場所等

IC免許証追記端末装置等が設置されている所で、原則として装置の稼働時間内とする。

(イ) 解除手順

a 保有者本人が免許証等を持参して依頼する。

b 応対した職員は、免許証等写真と本人との照合確認を行う。

c IC免許証追記端末装置等で閉塞解除を行う。

4 免許証の送付

(1) 運転免許課長は、署長が交付する免許証の作成等を行ったときは、簡易書留郵便で郵送し、配達状況を確認できるようにする。

ア 小特試験及び原付試験による免許証は、小特・原付運転免許証送付書（第48号様式）を使用するものとする。ただし、運転免許課試験の場合は、小特・原付運転免許試験合格（交付）者名簿（第49号様式）を使用するものとする。

イ 更新に係る免許証等は、運転免許証等更新送付書（第50号様式）を使用するものとする。

ウ 再交付及び保有状況の変更に係る免許証等は、運転免許証等（再交付・保有状況変更）送付書（第51号様式）を使用するものとする。

エ 運転免許の取消申請による申出免許又は一部取消後の免許証等を送付する場合は、運転免許証等取消申請者名簿（第52号様式）を使用するものとする。

オ 更新及び再交付、保有状況の変更に係る免許証等の中に、エ相当の申請があった場合は、運転免許証等更新送付書及び運転免許証等（再交付・保有状況変更）送付書の右上に「格下げ」、「一部取消」等を記載して送付するものとする。

(2) 署長は、(1)により免許証等の送付を受けたときは免許証、関係書類等を確認し、直ちに運転免許課長に結果を連絡するものとする。

5 免許証の交付等

(1) 免許証の交付等は、運転免許課長又は署長が行うものとする。

(2) 免許証の交付等に当たっては、免許証の写真等により免許証の交付等を受けるべき本人であるか否かを確認し、第14、第16の2(3)から(5)まで、第

17の8及び第19の9（2）から（4）までに掲げる事項に留意するほか、次の事項に留意するものとする。

ア 運転免許課長は、運転免許証等受領者名簿（第53号様式）、再試験（併記免許）受領者名簿（第54号様式）、運転免許証等更新申請者・更新時講習受講者名簿（第55号様式）及び運転免許取消申請者名簿を備え付け、一連番号順に氏名を記載し、当該免許の受領者から受領印を徴して交付等の状況を明確にしておくこと。

なお、運転免許証等受領者名簿及び運転免許証等更新申請者・更新時講習受講者名簿に氏名を併記された者については、運転免許証等受領者名簿に受領印を徴すること。

イ 署長は、運転免許証等更新申請者収受簿（第56号様式）、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者収受簿（第57号様式）運転免許証等受領者名簿（第58号様式）、更新時講習申請者名簿（第59号様式）及び運転免許取消申請者名簿を備え付け、一連番号順に氏名を記載し、当該免許の受領者から受領印を徴して交付等の状況を明確にしておくこと。

ウ ア及びイの名簿（再試験（併記免許）受領者名簿を除く。）は、日ごとに締め切り、空欄に斜線を引いて、末尾に当該日の合計を記入すること。

エ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、二輪免許、原付免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の新規免許又は併記免許に係る免許証の交付等は、法第108条の2第1項第4号から第8号までに掲げる講習を終了していることを確認して行うものとし、未受講者には交付等できない旨を教示すること。ただし、政令第33条の6に該当する者は、この限りでない。

オ 併記免許、再交付（汚損、破損及び規則第21条第1項の規定による再交付に限る。）、更新又は取消申請（一部取消に限る。）に係る免許証を交付するときは、旧免許証と引換えに交付すること。

カ 更新又は取消申請（一部取消及び全部取消）に係る旧免許証の返還を申請者が申し出た場合は、免許証せん孔措置（別記第8）を施して返還すること。

キ 旧免許証の廃棄については、主任以上の職員が立会いの上で廃棄するものとし、廃棄の状況を明確にしておくこと。ただし、第17の8（4）及び第19の9（3）により郵送により交付する場合は、新免許証の交付を受けた後に本人に廃棄させること。

ク 行政処分の対象者又は免許の欠格事由に該当する者であるか等を確認すること。

(3) 署長は、4（1）により運転免許課長から送付を受けた免許証等が次に掲げる

事由によって交付できないときは、運転免許証等返送書（第60号様式）にその理由を記載し、当該免許証を添えて速やかに運転免許課長に返送するものとする。

ア 免許証等の被交付者が死亡、所在不明その他の理由により免許証に記載された交付年月日から2月経過しても免許証を受領しないとき。

イ 免許証等の被交付者が法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）を受講していないことを理由として法第105条の適用を受けたとき。

(4) 署長は、(3)により免許証を返送したときは、運転免許証等更新申請者收受簿、小特・原付免許試験申請書收受簿及び小特・原付運転免許試験合格（交付）者名簿の備考欄又は摘要欄にその旨を朱書きし、その状況を明確にしておくものとする。

(5) 運転免許課長は、自ら交付する免許証のうち(3)ア及びイに掲げる事由により交付できないものがあるとき、又は署長から免許証の返送を受けたときは、次のとおり処理するものとする。

ア 更新に係る免許証等（(3)イの事由によるものを除く。）は、署長から返送された状況を更新申請書等に記録して免許証を保管する。

(ア) 当該免許証等の有効期間内に被交付者が出頭した場合は、保管していた免許証の交付等を行う。ただし、更新の免許証等の場合は、更新時講習を受講していることを確認する。

(イ) 被交付者が出頭する前に当該免許証の有効期間が満了した場合は、廃棄する。

イ 更新に係る免許証のうち(3)イの事由により交付できないものは、更新申請書等にその状況を記録した上で廃棄する。

ウ 新規又は併記免許に係る免許証等は、適性試験受験日から起算して1年を経過した後に登録を抹消し、申請書等にその状況を記録した上で廃棄する。

第13 運転免許課長の行う仮免許業務

1 仮免許証の作成及び交付

運転免許課長は、運転免許課で仮免許試験に合格した者に対して、免許証等に準じて仮免許証の作成及び交付を行うものとする。

2 仮免許証の再交付

(1) 仮免許証の再交付申請は、仮運転免許証再交付申請書（第61号様式）により運転免許課長が受理するものとする。

(2) 教習生に対する再交付については、教習原簿の写しを添付させるものとする。

(3) 規則第21条第3項第1号に規定する亡失又は滅失の事実を証明する書類は、運転免許証再交付申請理由書（第41号様式）を準用するものとする。ただし、

別に証明書等を所持する者については、所持する証明書等を添付させるものとする。

- (4) 県外の住所の者に対する再交付については、細則第21条による届出自動車教習所教習証明書を添付させるものとする。ただし、教習生については、この限りでない。
- (5) 再交付の処理は、仮免許証の備考欄に再交付年月日、再交付の理由及び再交付の旨を記載し、山梨県警察の公印に関する訓令第2条に規定する運転免許用の警察本部長印（以下「本部長印」という。）を押印するものとする。また、仮免許証の表面右上には、○の中に再の形をした印を朱色で押すものとする。

3 仮免許証の記載事項変更届

- (1) 仮免許証の記載事項変更申請は、仮運転免許証記載事項変更届（第62号様式及び第63号様式）により運転免許課長が受理するものとする。
- (2) (1)の申請書を受理する際は、規則第20条第2項各号に掲げる書類を提示させ、処理するものとする。

なお、他の免許証等を現に有している者については、当該免許証等を提示させるものとする。

- (3) 県外からの転入者については、申請用写真を1枚貼り付けさせるものとする。
- (4) 記載事項変更の処理は、仮免許証の備考欄に届出年月日、届出項目、変更届出の旨及び変更内容（変更後の本籍・国籍、住所及び氏名）を記載して本部長印を押印するものとする。

第14 再試験及び若年運転者に係る取消処分に伴う併記免許保有者の取扱い

1 併記免許に係る免許証等の作成等

- (1) 処分執行時に、免許証のみを有する者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

- (ア) 処分を受けた者（以下「当該者」という。）に対して、併記の種類を記載した新たな免許証を作成し、交付すること。

- (イ) 再試験及び若年運転者に係る免許の取消処分となった者で、(ア)による免許証の即日交付が行えない者については、旧免許証に第12の5カによるせん孔措置を施した上、備考欄に再試験・若年手続中印（別記第9）を押印し、取り消した免許の種類、有効年月日（原則として取消処分日から30日目に当たる日を指定する。）等の必要事項を記載して3号印を押印し、その有効期限内に運転免許課に出頭させ、旧免許証等と引換えに(ア)による免許証を交付するものとする。

なお、意見の聴取に出頭しない者について処分決定した場合は、前記による措置とし、署長に処分執行を依頼して処理するものとする。

イ 処分を受けた後に、2枚持ちを希望したとき

免許証については、(ア)及び(イ)の措置を講ずるとともに、特定免許情報記録申請書の提出を受けて、当該者のマイナンバーカードにその者の取消しに係る免許以外の現に取得している免許（以下「残免許」という。）に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 処分を受けた後に、マイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及び免許証の返納を受けるとともに、当該者のマイナンバーカードにその者の残免許に係る特定免許情報を記録すること。

(2) 処分執行時に、マイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

当該者から特定免許情報の抹消を受ける旨が記載された運転免許証交付申請書（第6号様式）の提出を受けて、残免許に係る免許証を作成し、交付するとともに、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること

イ 処分を受けた後に、2枚持ちを希望したとき

当該者から運転免許証交付申請書の提出を受けて、残免許に係る免許証を作成し、交付するとともに、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。

ウ 処分を受けた後に、マイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。

(3) 処分執行時に、2枚持ちの者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

免許証については、(1)ア(ア)及び(イ)の措置を講ずるとともに、当該者から免許情報記録抹消届（第14号様式）の提出を受けて、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

イ 処分を受けた後に2枚持ちを希望したとき

免許証については、(1)ア(ア)及び(イ)の措置を講ずるとともに、マイナ免許証については、(2)ウの措置を講ずること。

ウ 処分を受けた後に、マイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者から運転免許証返納届（第15号様式）の提出及び免許証の返納を受けるとともに、マイナ免許証については、（2）ウの措置を講ずること。

2 処分を受けた後の免許証及び免許情報記録の有効期間

処分を受けた後の残免許に係る免許証及び免許情報記録の有効期間については、次の場合に依じてそれぞれに掲げるとおりとする。

ア 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日

イ 処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日

ウ 処分執行時に2枚持ちの者であった場合

処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日又は処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

3 免許証の交付及び特定免許情報記録に係る手数料の徴収

残免許保有者が処分を受けた後に、次のア及びイに該当するときには、それぞれに掲げる手数料を徴収しないこととする（に次掲げる手数料以外の手数料は徴収すること。）。

ア 処分執行時に免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許証の交付を受けるとき（1（1）ア及びイ並びに1（3）ア及びイに該当するとき。）。

残免許に係る免許証の交付に伴う免許証交付手数料

イ 処分執行時にマイナ免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許情報記録への書き換えを受けるとき（1（2）イ及びウ並びに（3）イ及びウに該当するとき）

残免許に係る特定免許情報の記録に伴う特定免許情報記録手数料

第15 国外運転免許証の作成、交付等

国外運転免許証（規則別記様式第22の7。以下「国外免許」という。）の作成及び交付については、警察庁において定めるところによるほか、次のとおり行うものとする。

- (1) 国外運転免許証交付申請書は、運転免許課長が受理するものとする。
- (2) 国外運転免許証交付申請書を受理したときは、添付し、又は提示された書類等により申請資格の有無を調査するものとする。
- (3) 調査の結果、資格を有する者に対しては国外免許を作成して交付し、国外運転免許証交付申請書を整理してその状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 国外免許を交付したときは、警察共通基盤システムへの登録及び申請者が現に受けている免許証備考欄下部に、国外免許証発給記載要領（別記第10）に基づき記載するものとする。
- (5) 国外免許の返納は、国外運転免許証返納届（第64号様式）により、運転免許課長又は署長が受理するものとする。
- (6) 国外運転免許証返納届を受理したときは、当該国外免許の（4）に基づいて記載された記載事項の末尾に「返納」と加筆することとする。ただし、返納時にマイナ免許証のみを有する場合は、不要とする。
- (7) 既に交付を受けた国外免許を亡失又は滅失したため当該国外免許を有しない場合は、国内（国外）運転免許証返納不能届（第65号様式）を提出させた上で、新規の国外免許を交付するものとする。
- (8) 署長が国外運転免許証返納届を受理したときは、国外免許とともに、速やかに運転免許課長に送付するものとする。
- (9) 運転免許課長が国外運転免許証返納届を受理したとき、又は署長からの送付を受けたときは、国外運転免許証返納届と国外免許を整理して保管するものとする。

第16 免許証等の再交付

1 再交付申請の受理

- (1) 再交付申請（仮免許証を除く。）は、免許証等再交付手続処理一覧表（別記第11）に記載の申請書により運転免許課長又は署長が受理するものとする。また、保有状況の変更を伴う再交付申請については、免許証等再交付手続処理一覧表に記載申請書で同時に申請できるものとする。
- (2) 警察署での再交付申請書の受付は、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者収受簿により行うものとする。
- (3) 再交付申請の受理に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 再交付申請書の記載事項を確認する場合、運転免許課長又は署長は、警察共通基盤システムにより行うものとする。
 - イ 免許証等の不正再交付を防止するため、警察共通基盤システムで本人確認を行い、免許証の亡失、滅失又は盗難による申請の場合は、亡失等の状況について調査するものとする。
- (4) 亡失等の事実を証明する書類は、運転免許証再交付申請理由書によるものとする。

る。ただし、別に証明書等を所持するものについては、所持する証明書等を添付させるものとする。

- (5) 記載事項の変更を伴う再交付の申請については、記載事項変更に伴う必要書類一覧（別記第12）により添付し、又は提示させる書類を確認するものとする。
なお、ワンストップサービス利用者の届出は要しないものとする。
- (6) 規則第21条第1項の理由による再交付については、免許証の写しを添付するものとし、申請書に申請用写真を添付する必要がある場合は、運転免許課又は運転免許課都留分室において交付を受ける場合とする。
- (7) 保有状況の変更を伴う再交付の申請については、免許証等再交付手続処理一覧表に記載の申請書で同時に申請できるものとする。

2 再交付申請の処理

- (1) 署長は、再交付申請書を受理日ごとに取りまとめ、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者名簿（第66号様式）に添えて運転免許課長に送付するものとする。
- (2) 署長は、即日交付を希望する者については、再交付申請書及び1（4）から（6）までの書類を本人に持参させ、運転免許課長に提出させるものとする。この場合においては、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者名簿の備考欄に「即」と朱書きするものとする。
- (3) 運転免許課長は、（2）による再交付申請書の提出があったとき、又は1（1）により自ら再交付申請を受理したときは、原則として当該受理日のうちに免許証を作成しての交付又は免許情報の記録及び書換えをするものとする。
- (4) 即日交付を希望しない者の免許証等は、原則として申請を受理した日から20日以内に、申請書を受理した運転免許課長又は署長が交付又は免許情報の記録及び書換えをするものとする。
- (5) （3）及び（4）により交付する免許証備考欄には、「再交付」の文字と再交付年月日を記載し、3号印を押印して再交付に係る免許証であることを明らかにするものとする。
- (6) 運転免許課長は、再交付申請書に保有状況の変更を伴う免許証の返納又は免許情報の抹消を受ける旨の記載がある場合、交付時に免許証の返納又は免許情報の抹消を行うものとする。
- (7) 署長は、運転免許証等（再交付・保有状況変更）送付書（第51号様式）の備考欄に返納又は抹消の記載がある場合は、（6）と同様に処理するものとする。

第17 免許証等の更新

1 更新連絡書の送付

運転免許課長は、免許証等の住所が山梨県内である更新予定者に対して、更新を

受けるために必要な事項を記載した書面を、次により送付するものとする。

ア 書面の送付は、運転免許証更新連絡書（第 6 7 号様式及び第 6 8 号様式。以下「連絡書」という。）の発送をもって行うものとする。

イ 連絡書には、次の事項を記載するものとする。

（ア） 免許を受けている者の住所、氏名、免許証番号等

（イ） 更新の期間、更新受付日、更新時講習の種別、更新手数料、講習手数料、更新後の有効期間、更新後の免許証の色、更新に必要なもの、受付場所、受付時間、地図、暗証番号の説明その他の事項で、更新を受けるために必要な事項

ウ 運転免許課長は、情報処理センターからの更新予定者通報に基づいて、当該更新予定者の免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の 4 0 日前の日に連絡書を作成するものとする。ただし、有効期間が満了する日の直前の誕生日の 4 0 日前の日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たるときは、その前日を基本として、警察庁からの通報日程に従うものとする。

エ 連絡書は、更新予定者の更新期間の初日の前日までに到達するように発送するものとする。

なお、発送は、郵送により行うものとし、個人情報保護の観点から、シール式のはがきを用いるなどの措置を講ずるものとする。

オ 連絡書を発送した場合は、更新連絡書発送日報（第 6 9 号様式）を作成するものとする。

カ 連絡書が返送された場合は、発送手続に誤りのないことを確認した上で、更新連絡書発送日報とともに保管するものとする。

なお、処理上の瑕疵^{かし}がない限り、更新予定者の現住所調査及び更新連絡書の再発送は行わないものとする。

キ 運転免許課長及び署長は、免許証の更新に係る事務を確実かつ円滑に行うために、更新予定者に対して、更新申請の際には連絡書を持参する広報に努めるものとする。

ク 連絡書の発送等に関する事務については、山梨県公安委員会が認めるものに委託して実施するものとする。

2 更新申請の受理

（1） 更新申請は、更新申請書により運転免許課長が受理するものとする。ただし、次の者については、署長が受理することができるものとする。

なお、質問票の回答欄の「はい」にチェックがある場合又は申請者の言動等によって病気の疑いが確認された場合は、申請を受理する前にプライバシー保護の

観点から、別室において、本人に対し第11の2に定める病気に係る安全運転相談を事前に受けたか否かを聴取し、受けた場合は、運転免許課適性検査所へ確認後に申請を受理するものとする。安全運転相談を受けていない場合は、病気の内容、症状等によっては、更新しても免許が取り消され、又は免許の効力の停止を受ける場合がある旨を説明するとともに、運転免許課適性検査所へ通報するものとする。

ア 法第95条の6に規定する優良運転者又は一般運転者（一般運転者にあつては、細則第17条の9に規定する者に限る。）

イ 別に定める特定任意講習終了証明書又は他の都道府県公安委員会が発行したこれに準ずる書面（当該申請の日前6月以内に受講したものに限る。以下「特定講習証明書」という。）を提出した者

ウ 細則第18条の2第5項に定める高齢者講習終了証明書又は他の都道府県公安委員会が発行したこれに準ずる書面を提出した者

エ 細則第18条の2の2第4項に定める特定任意高齢者講習終了証明書又は他の都道府県公安委員会が発行したこれに準ずる書面（有効期間が満了する日前6月以内に受講したものに限る。）を提出した者

オ 法第108条の32の2及び政令第37条の6の2に規定する運転免許取得者等教育を終了した者で運転免許取得者等教育終了証明書又は他の都道府県運転免許取得者等教育実施機関が発行したこれに準ずる書面（当該申請の日前6月以内に受講したものに限る。ただし、当該申請者が法第108条の2第1項第12号、第108条の2第2項及び第108条の32の2に掲げる講習（以下「高齢者講習等」という。）の受講対象者である場合は、有効期間が満了する日前6月以内に受講したものでなければならない。）を提出した者

カ 小特免許だけを有している者、原付免許だけを有している者及び小特と原付の併記免許だけを有している者

キ 身体障害者、妊産婦その他特別の事情がある者であつて、細則第14条に定める運転免許課及び運転免許課都留分室（以下「免許課等」という。）の講習を受けることが困難であると署長が認めるもの

ク 申請時に免許証が亡失等又は処分中により免許証を提出できない場合は運転免許証等調査票（第70号様式）を提出した者

- (2) 更新の受理に当たっては、更新該当者（法第101条、第101条の2又は第101条の2の2に定める事項に該当する者をいう。）であることを確認した上で、更新申請書と免許証等を点検し、更新後においてマイナ免許証の保有を希望する者については、併せてマイナンバーカードの有効期限を確認すること。

- (3) （1）アに掲げる者は、連絡書の提示を求めて行うものとする。ただし、連絡

書の提示のない者については、次のとおり行うものとする。

ア 運転免許課長は、警察共通基盤システムによる免許照会又は更新予定者一覧表（月日ごとの更新予定者の氏名、住所、免許証番号及び講習名が印刷されているリストのことをいう。以下同じ。）で確認する。

イ 署長は、警察共通基盤システム端末装置及び山梨県警察情報管理システムに接続されている端末による免許照会で確認するほか、必要に応じて運転免許課長に照会する。

(4) 運転免許課長は、更新予定者一覧表を閲覧に限定して利用すること。

(5) 更新申請書の受付は、運転免許課長にあつては運転免許証更新・講習申請者名簿、署長にあつては運転免許証等更新申請者収受簿により行うものとする。

ただし、運転免許課長において、運転免許証等更新申請者・更新時講習受講者名簿により難い場合については、運転免許証等更新申請書の確認をもってこれに代えることができるものとする。

(6) 初心取消手配者として登録されている者については、事実関係を調査確認の上、必要な措置を講ずるものとする。

なお、併記免許を受けている者については、更新手続を行うものとする。

(7) 更新申請者が再試験の該当者である場合には、事実関係を調査確認の上、再試験を受けてから更新申請をするように教示するものとする。ただし、更新を拒否することはできないので留意するものとする。

(8) 経由申請の要領

ア 法第101条第3項に規定により書面（連絡書）の送付を受けた場合は、経由地公安委員会を経由して更新申請することができるものとする。

イ 次のいずれかに該当する者は、経由申請を行うことができないものとする。

(ア) 法第91条の規定により、免許にその条件に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者

(イ) 経由申請時に、免許証の記載事項の変更、保有状況の変更（2枚持ちからマイナ免許証のみの保有に変更する場合を除く。）の届出及び再交付申請を行う者

(ウ) 免許証の住所地都道府県の収入証紙又は納付済書を持参していない者

(エ) 法第95条の6第1項の表の備考1のイ（4）に規定する特別失効者に該当する者として該当効力を失った免許の次の免許を受けた者であつて、同表の備考4の規定を受けて該当効力を失った免許を受けていた期間及び該当免許を受けていた期間が継続していたものとみなされなければ違反運転者等となる者

- (オ) 高齢者講習等受講該当者の場合は、高齢者講習終了証明書、運転免許取得者等教育終了証明書又は高齢者講習が免除される講習の終了証書を持参していない者

ウ 経由申請を行うことができる期間

- (ア) 免許証のみを有する場合

該当免許証の有効期間の満了する日の直前のその者の誕生日の1か月前から該当誕生日まで

- (イ) 2枚持ち又はマイナ免許証のみを有する者

免許情報記録の有効期間の末日までとする。

エ 山梨県公安委員会を経由して更新申請する場合

- (ア) 申請の受理は、免許課等で行うものとする。

- (イ) 経由更新申請は、経由更新申請書及び経由申請書（第71号様式）により運転免許課長が受理するものとする。

- (ウ) 運転免許課長は、(イ)の申請を受理した場合は、速やかに適性検査を実施するものとする。また、法第101条の2の2第7項により、適性検査の結果及び申請書の内容については、警察共通基盤システムにより住所地公安委員会に通知するものとする。

- (エ) 運転免許課長は、(ウ)において更新可となったマイナ免許証を有する者の免許情報記録の書換えを行うものとする。また、経由申請者が提出した免許証の備考欄に5（4）の処理を行い、2枚持ちの者がマイナ免許証のみの保有に変更した場合は、該当免許証を返納させるものとする。

- (オ) 運転免許課長は、(イ)から(エ)までの手続終了後に、経由更新申請書、経由申請書等を点検し、適性検査結果通知書（第72号様式）及び(エ)により返納された免許証を添えて速やかに、住所地公安委員会へ更新申請書等（経由関係）送付書（第73号様式）により送付するものとする。

なお、質問票の回答欄の「はい」にチェックがある場合は、住所地公安委員会から病状等について更に詳しく聴取される場合がある旨を教示すること。

- (カ) 経由申請者が、山梨県公安委員会で更新時講習の受講を希望する場合、運転免許課長は、優良運転者講習（以下「優良講習」という。）又は一般運転者講習（以下「一般講習」という。）を免許課等で受講させ、経由更新申請書備考欄に更新時講習受講済印（別記第13）を押印するものとする。また、マイナ免許証を有する者は、オンライン更新時講習を受講できることから、その結果についても同様に確認を行うものとする。

- (キ) 経由申請者が更新時講習が免除される講習を受講した場合は、高齢者講習

終了証明書等の提出を受け、(オ)の送付書類と一緒に送付するものとする。

オ 山梨県公安委員会以外の他の都道府県公安委員会を経由した更新申請を受理した場合

(ア) 経由申請に係るエ(ウ)の通知を受理した山梨県公安委員会は、送付書類を点検し、速やかに経由申請を行った者が自動車等を運転することに支障がないかを確認し、更新の可否の判断を行うものとする。ただし、当該通知による適性検査結果のみでは自動車等を運転することに支障がないかどうかを判断できない場合には、運転免許証の更新に係る適性検査の実施について(再検査)(第74号様式)により通知し、経由申請者の出頭を求め再検査を行うものとする。

(イ) (ア)の再検査で合格した者及び再検査の必要がなかった者は、運転免許証作成処理を行い、経由申請した日から起算して3週間を経過した日以降の土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日曜日並びに月曜日から金曜日までに運転免許課(運転免許課都留分室を除く。)において経由地公安委員会から送付された更新申請書の余白に免許証受領欄印(別記第14)を押印し、受領印を徴し免許証を交付又は免許情報の書換えを行うものとする。ただし、再検査で合格した者については、検査当日に交付するものとする。

なお、経由申請者が、郵送による免許証交付を希望した場合は、経由更新申請書に「郵送」と記載し、所定の手続をとるものとする。

3 更新時の適性検査

- (1) 運転免許課長又は署長は、更新申請書を受理したときは、法第101条第5項に定める適性検査(以下「適性検査」という。)を行うものとする。ただし、署長は、適性検査の結果についての判断が困難と認められる者、更新を受けようとする免許の合格基準に達しない者等については、運転免許課長に適性検査を依頼することができるものとする。この場合においては、運転免許課長は更新手数料を徴収しないものとする。
- (2) 適性検査の結果は、更新申請書裏面の適性検査結果表に記載し、検査者の確認印を押印するものとする。
- (3) 運転免許課長は、(1)により署長から依頼を受けたときは、適性検査を実施し、(2)により処理するものとする。
- (4) 運転免許課長又は署長は、適性検査の結果、更新申請者が受けている免許に新たな条件(眼鏡等又は補聴器等の軽微な条件を除く。)を付すこととなったときは、更新申請書裏面の備考欄に、条件を付す理由その他必要な事項を記載するものとする。

なお、署長は、眼鏡等又は補聴器等の軽微な条件を付し、又は解除した場合は、別記第 7 に従い処理するものとする。

- (5) 適性検査の合格基準に達しない者が、合格基準に達する下位の免許を新たに受けて更新することを希望する場合は、取消申請書に所要事項を記載させ、更新申請と併せて申請させるものとする。
- (6) 適性検査の合格基準に達しない者が複数の免許を受けており、合格基準に達する併記免許がある場合においては、合格基準に達する免許のみを更新するものとする。
- (7) 山梨県公安委員会を經由地公安委員会として更新申請を行おうとする者に適性検査を実施し、その結果を適性検査結果通知書に記載するものとする。

なお、適性検査の結果が合格基準に達していない場合には、その結果及び今後の手続の経過について教示するものとし、更新の可否の判断は行わないものとする。

4 期間前更新の取扱い

- (1) 法第 101 条の 2 に定める免許証の更新の特例（以下「期間前更新」という。）により更新を申請する者には、申請書に理由書（第 75 号様式）及び有効期限のある旅券又は妊婦は母子手帳等の出産予定日が確認できる書類の写しを添えて提出させるものとする。ただし、海外旅行又は法令の規定により身体を拘束されているなどの場合は、関係機関が発行した文書の写しをもって理由書に代えることができるものとする。
- (2) 期間前更新申請は運転免許課又は運転免許課都留分室で申請するものとする。

5 更新手続中及び経由申請時に係る免許証備考欄の記載

- (1) 免許証の即日交付が行えないときは、免許証の有効期間の末日が申請を受理した日から 30 日未満となっているものについては、免許証備考欄に申請を受理した年月日を記載するとともに、申請を受理した日から 30 日目に当たる日を新たな有効期間の末日として指定した更新手続中丸印（別記第 16）を押印し、免許証せん孔措置を施すものとする。

なお、マイナ免許証については、運転免許記録情報端末で更新手続中である旨、有効期間の末日等必要な事項を記録するものとする。

- (2) 免許証の即日交付が行えないときは、免許証の有効期間の末日が申請を受理した日から 30 日以上あるもの（期間前更新の場合を含む。）については、免許証備考欄に申請の日付と更新手続中角印（別記第 17）を押印し、免許証せん孔措置を施すものとする。

なお、マイナ免許証については、運転免許記録情報端末で更新手続中である旨、日付等必要な事項を記録するものとする。

- (3) 更新申請者（２（１）イ及びオに掲げる者（以下「更新時講習を受講する必要がある者」という。）を除く。）が更新時講習を受講していない場合は、（１）又は（２）の処理と併せて更新時講習未受講印（別記第１８）及び３号印を押印するものとする。また、申請者に対しては、未受講のまま有効期間が満了したときは、法第１０５条の適用により免許が失効する旨を教示するものとする。

なお、マイナ免許証については、運転免許記録情報端末で更新手続中及び更新時講習未受講である旨、有効期間の末日等必要な事項を記録するものとする。

- (4) 免許証を有する者の経由更新申請を受理した場合は、経由更新手続中印（別記第１９）のみを朱色で押印し、免許証せん孔措置は行わないものとする。

6 高齢者講習等受講対象者の更新時における取扱い

高齢者講習等の受講対象者が更新申請を行う場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 高齢者講習等の受講確認は、高齢者講習証明書を添付させて行うものとし、受講済である場合は更新手続をとり、未受講である場合は更新申請を受理しないものとする。

イ 亡失、滅失等により高齢者講習終了証明書を持参しない場合又は汚損、破損等により高齢者講習終了証明書の人定等が判別不能である場合については、高齢者講習を受講した者にあつては公安委員会に、高齢者講習同等課程を受講した者にあつては当該高齢者講習同等課程を実施した被認定者に、それぞれ高齢者講習終了証明書再発行の申し出を行い、免許申請書又は更新申請書に添付しなければならない。

ウ 高齢者講習等の受講対象者が期間前更新の適用を受ける場合は、期間前更新を申請する日前３月以内に高齢者講習等を受講させるものとする。

7 更新申請書の送付

署長は、更新申請書を受理の日ごとに取りまとめ、運転免許証等更新申請者名簿に添えて、保有状況ごとに運転免許課長に送付するものとする。

8 更新免許証等の交付

- (1) 更新者に対する免許証の交付は、更新時講習を受講していることを確認した上で行うものとする。ただし、更新時講習を受講する必要がある者に交付する場合を除く。

- (2) マイナ免許証の交付を希望する者については、本人確認及びマイナンバーカードの有効期限の確認をした上で更新情報を書き込み、更新証明書（様式第７６号）を交付する。

なお、有効期限が切れている場合は書き込みできないため、マイナンバーカードの有効期限を更新してから更新データを記録する。

- (3) 運転免許課長は、更新時講習を受講する必要がある者に免許証を交付する場合は、更新申請書の申請者受領欄に押印し、受領印を徴して免許証を交付するものとする。これにより、運転免許証更新申請者・更新時講習受講者名簿に受領印を徴することに代えることができるものとする。
- (4) 更新時講習を受講した者（更新時講習を受講する必要がある者を含む。）で、郵送による免許証（2枚持ちの場合を除く。）の交付を希望するものに対しては、郵送交付ができるものとする。この場合においては、運転免許証等更新申請者收受簿等の「備考」欄に「郵送」と記載して所定の手続をとるものとする。

9 高齢者講習等受講対象者の失効再取得時における取扱い

法第105条に定めるところにより免許の効力を失った者で、失効再取得しようとするもの（以下「特定失効者」という。）が、高齢者講習等の受講対象者である場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 申請書を提出した日前1年以内に高齢者講習等を受講しているかどうか確認して受講している場合は申請を受理し、未受講である場合は受講してから申請させるものとする。

イ 受講の確認は、6ア及びイに準じて行うものとし、確認した高齢者講習証明書等及び特定任意高齢者講習終了証明書は申請書に添付させるものとする。

ウ 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により免許が効力を失った日から起算して6月以上3年を経過しない者（以下「やむを得ず失効者」という。）である場合は、やむを得ない理由の有無を確認した上で、高齢者講習等の受講後に申請手続をとるように指導するものとする。

エ 高齢者講習等の未受講者が、免許の効力を失った日から起算して6月（やむを得ず失効者については、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して1月）の期間内に申請した場合であって、高齢者講習等の実施体制等から判断して期間満了前に受講することが不可能であると認定されたときは、当該期間内に高齢者講習等を受講して申請手続がとられたものとみなすものとする。

第18 更新時講習

1 講習の区分

更新時講習は、優良講習、一般講習、違反運転者講習（以下「違反講習」という。）及び初回更新者講習（以下「初回講習」という。）に区分するものとする。

2 講習の対象者

優良講習、一般講習、違反講習及び初回講習の対象者は、次のとおりとする。

ア 優良講習

(ア) 更新申請者であり、第17の2（1）アに該当するもの

(イ) 特定失効者（免許が効力を失った日から起算して6月を経過しない者に限

る。)であり、第17の2(1)に該当するもの又は免許証等の有効期間が満了する日の直前の誕生日の41日前の日から起算して過去5年間に違反行為、重大違反唆し等及び道路外致死傷をしたことがないもの(免許証等の有効期間が満了する日までに継続して免許を受けていた期間が5年以上ある者に限る。

イ 一般講習

免許の継続期間が5年以上で、免許証等の有効期間が満了する日の直前の誕生日の41日前の日から起算して過去5年間に軽微な違反行為を1回のほか、これらの行為をしたことがなく、かつ、同期間内に重大違反唆し等及び道路外致死傷をしたことがない者

ウ 違反講習

免許の継続期間に関係なく、免許証等の有効期間が満了する日の直前の誕生日の41日前の日から起算して過去5年間に違反行為(軽微な違反行為(3点以下の違反)を1回のほか、これらの行為をしたことがない者を除く。)又は同期間内に重大違反唆し等及び道路外致死傷をしたことがある者

エ 初回講習

免許の継続期間が5年未満で、免許証等の有効期間が満了する日の直前の誕生日の41日前の日から起算して過去5年間に軽微な違反行為が1回以下であり、かつ、同期間内に重大違反唆し等及び道路外致死傷をしたことがない者及び特定取消処分者

オ 講習区分の確認方法等

- (ア) 特定失効者の講習区分は、警察共通基盤システムで確認し、優良講習、一般講習、違反講習又は初回講習を受講させるものとする。
- (イ) 特定失効者(高齢者講習等の受講対象者を除く。)が特定講習証明書等を提出した場合は、更新時講習の受講が免除されるものとする。

3 講習の方法

講習の方法は、更新時講習の実施に関する規則(平成18年山梨県公安委員会規則第3号)第3条に規定する対面講習又はオンライン講習によるものとする。

(1) 対面講習

講習担当者が、運転免許課又は警察署、その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設において定時集合方式により、受講者の対面で実施する講習

(2) オンライン講習

政令第43条第1項の表及び規則第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることをその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習

(3) 受付及び手数料の徴収

ア 対面講習

講習の受付及び講習手数料の徴収は、当該講習日に行うものとする。

イ オンライン講習

法第101条第1項に規定する更新期間に、マイナポータル（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。）内でオンライン講習を選択後、受講する。また、手数料の徴収は、免許更新受付日に行うものとする。

ウ 対面講習（更新申請者が対象者であるものに限る。）の実施日は、原則として免許課等にあつては更新申請の日、警察署にあつては免許証等交付の日とするものとする。

なお、更新時講習の対象者が特定失効者である場合は、当該申請の日前1年以内に受講しているものを除き、申請日当日に受講させなければならないものとする。

エ 運転免許課長は、優良講習、一般講習、違反講習及び初回講習の別に運転免許証等更新申請者・更新時講習受講者名簿を作成し、更新時講習手数料を徴収するものとする。

オ 署長は、優良講習、一般講習、違反講習及び初回講習の別に更新時講習申請者名簿を作成し、更新時講習手数料を徴収するものとする。

カ 警察署で更新申請をした者で指定された日に対面講習を受講できないもの等は、免許課等で受講させることができるものとし、エにより処理するほか、現に受けている免許証備考欄に更新時講習受講済証印（別記第13）を押印し、受講年月日を記載して受講済であることを明らかにしておくものとする。

キ 特定失効者に対して免許証等の即日交付が行えないとき（申請前に更新時講習を受講するものを含む。）は、その者に更新時講習終了証明書（第77号様式）を交付し、受講の状況を明確にしておくものとする。

(4) 講習時間及び要領

ア 運転免許課長が受理した更新申請に係る対面講習は、免許課等で行うこととし、更新時講習の実施に関する規則に定めるところによるものとする。

イ 署長が更新申請を受理したときは、あらかじめ対面講習の実施日時を指定し、効果的な講習が実施できるように配慮するものとする。

ウ 署長は、交通課（係）の係長又は主任の中から対面講習担当者を指定し、効果的な講習に努めるものとする。

エ 署長が行う優良講習及び一般講習は、道路交通の現状、交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識等について、優良講習は30分間、一般

講習は1時間行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、資料配布、パネル等の展示、視聴覚教材の活用その他の方法により行うことができるものとする。この場合においては、受講者からの質問等に応じることができる職員を必ず置くものとする。

オ 更新時講習の際に配布する資料等については、別に定めるものとする。

第19 申請による免許の取消し、運転経歴証明書の交付申請等

1 取消申請の受理等

- (1) 取消申請は、運転免許課長又は署長が受理するものとする。
- (2) 取消申請の受付は、運転免許取消申請者名簿により行うものとする。ただし、更新又は再交付申請と同時に申請された場合は、運転免許取消申請者名簿への記載を省略するものとする。
- (3) 取消申請の受理に当たっては、申請者の意思を確認するとともに、取消申請書裏面の申請者確認事項についての説明を行い、確認欄に署名させるものとする。

2 更新時の適性検査不合格者への教示

更新時に適性検査の合格基準に達しない者が、下位の免許に必要となる合格基準を満たしている場合は、免許の取消申請及び申出免許の申請と併せて下位の免許の更新手続をすることができる旨を教示するものとする。

3 申請書類の送付

署長が取消申請書を受理したときは、運転免許取消申請者名簿に取消申請書を添えて速やかに運転免許課長に送付するものとする。ただし、更新又は再交付申請と同時に申請された場合は、当該申請に係る運転免許証等更新申請者名簿及び運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者名簿の右上に格下げ、一部取消等を記載して送付するものとする。

4 審査等

- (1) 運転免許課長が取消申請書を受理したときは、政令第39条の2の3に定める基準の審査を行うものとする。
- (2) 審査は、原則として取消申請書を受理した日から10日以内に行うものとする。
- (3) 審査の結果が基準に該当しない場合は当該申請に係る免許を取り消し、他の取消基準等に該当している場合は別に定めるところにより処理するものとする。

5 申出免許

申出免許の申請が複数の免許についてなされた場合において、複数の免許が上位の免許と下位の免許の関係にあるときは、上位の免許のみを与えるものとする。

6 取消申請者に対する適性検査

取消申請者に対しては、法第102条に定める臨時適性検査を実施する場合及び第17の3に定める適性検査を実施する場合を除き、適性検査を行わないものとする。

る。

7 取消通知書

- (1) 運転免許課長又は署長は、取消申請による取消処分が行われたときは、申請による運転免許の取消通知書（第 7 8 号様式）を申請者に発行するものとする。
- (2) 申請による運転免許の取消通知書は、運転免許課長が作成するものとする。

8 免許の取消登録

取消申請による取消処分が行われたときは、業務要領の定めるところにより処分種別を申請取消しとして違反外処分登録を行うものとする。

9 併記免許等に係る運転免許証等の作成及び交付

- (1) 免許の一部取消を受けた者の併記免許に係る免許証等又は申出免許に係る免許証等は、新たに作成するものとする。
- (2) (1) の免許証等は、原則として取消申請書を受理した日から 3 0 日以内の日を指定して交付するものとする。
- (3) 免許証（2 枚持ちの場合を除く。）の郵送交付を希望する者に対しては、郵送交付ができるものとする。この場合、取消申請者名簿の備考欄に「郵送」と記して所定の手続をとるものとする。
- (4) 申請による取消処分を受け、牽引免許のみを有することとなる場合においても、(1) から (3) までにより処理するものとする。

1 0 免許証の返納等

申請により取り消された免許に係る免許証等は、申請と同時に返納させるものとする。ただし、取消しと同時に新しい免許証等の発行を申請している場合は、新たに交付する免許証等と引換えに返納させるものとする。

1 1 交付年月日等

9 (1) により作成する免許証の交付年月日又は免許年月日については、申請取消に係る交付年月日等の取扱要領（別記第 2 0）により取り扱うものとする。

1 2 手数料

取消申請（再交付申請又は更新申請が同時になされる場合を除く。）の手数料は、申出免許（新免許種別の表記）に係る免許証等の交付を行う場合を除き、徴収しないものとする。

1 3 運転経歴証明書等の交付申請等

- (1) 申請によって全ての免許を取り消される者又は免許を失効し失効日において政令第 3 9 条の 2 の 3 に定める基準に該当しない者で住所地が山梨県内にあるものは、当該取消しを受けた日又は失効した日から 5 年を経過するまでの間に、法第 1 0 5 条の 2 第 1 項に規定する運転経歴証明書及び法第 1 0 5 条の 2 第 3 項に規定する運転経歴情報が記録されたマイナンバーカード（以下「マイナ経歴証明書」

という。)の申請を行うことができるものとする。

- (2) 運転経歴証明書の交付若しくは運転経歴情報の記録又はその双方の申請は、運転経歴証明書交付等申請書（細則別記様式第14の4）により運転免許課長又は署長が受理するものとする。
- (3) 申請の受理に当たっては、運転経歴証明書交付等申請書等を点検し、当該申請者本人であることを確認するものとする。
- (4) 運転免許課長が運転経歴証明書交付等申請書を受理したときは、できる限り運転経歴証明書等を即日交付する。受領確認は、運転経歴証明書交付等申請書の備考欄に免許証等受領印（別記第14）を押して申請者の受領印を徴するものとする。
- (5) 署長が運転経歴証明書交付等申請書を受理したときは、受理の日ごとに運転経歴証明書等申請者収受簿（第79号様式）及び運転経歴証明書等申請者名簿（第80号様式）を作成し、運転経歴証明書等交付（再交付）申請者名簿に運転経歴証明書交付等申請書を添付して直ちに運転免許課長に送付するものとする。運転免許課長は、運転経歴証明書を作成し、運転経歴証明書申請者送付簿（第81号様式）により署長に送付する。署長は、運転経歴証明書申請者等送付書の「受領印」欄に申請者の受領印を徴し、運転経歴証明書等を交付する。
- (6) 運転経歴証明書等の交付年月日は申請日又は運転免許が取り消された日とし、交付年月日の後に別に定めるところによる5桁の照会番号を記載すること。
- (7) 運転免許課長又は署長は、当該申請等資料を整理してその状況を明確にしておくものとする。

1.4 運転経歴証明書等の再交付申請

- (1) 運転経歴証明書の再交付は、運転経歴証明書再交付申請書（細則別記様式第14の5の2）により運転免許課長又は署長が受理するものとする。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）の規定により、特定非常災害の指定を受けた災害及びこれに準じた災害の発生に伴う再交付申請については、他の都道府県発行のものであっても運転免許課長又は署長が受理することができるものとする。
- (2) 運転経歴証明書再交付申請書の受付は、運転経歴証明書等交付(再交付)申請者収受簿により行うものとする。
- (3) 運転経歴証明書再交付申請は、亡失等の場合に限らず、記載事項の変更届出をしたとき、写真を変更するとき等にも申請できることとする。亡失等の場合は、申請の際に亡失等の事実を証明する書類を徴することとし、証明する書類は、運転経歴証明書亡失・滅失てん末書（第82号様式）によるものとする。ただし、別に証明書等を所持するものについては、所持する証明書等を添付させるものと

する。

- (4) 運転経歴証明書再交付申請書に申請用写真を添付する必要がある場合は、運転免許課又は運転免許課都留分室において交付を受ける場合とする。

1 5 代理人による取消申請等の受理

- (1) 全ての免許の取消し、運転経歴証明書の交付申請及び記載事項変更は、申請者本人が病気等やむを得ない理由があると認められる場合は、代理人による申請も可能とする。
- (2) (1) の代理人は、三親等以内の親族（同居又は別居の別なし）、申請者が入院中の病院職員若しくは入所中の介護職員、福祉関係の有資格者又は成年後見人とする。
- (3) 代理人による申請は、委任状兼承諾書及び誓約書（第 8 3 号様式）を徴した上、病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続できないことを証明する書類及び代理人の身分を証明できる書類の提出を受け受理するものとする。

第 2 0 免許証等の記載事項及び保有状況の変更

1 記載事項の変更

- (1) 免許証及び運転経歴証明書等の記載事項の変更は、変更届の受理により運転免許課長又は署長が行うものとする。
- (2) 変更届を受理する際は、記載事項変更に伴う必要書類一覧により添付し、又は提示させる書類を確認するものとする。

なお、2 枚持ちの場合の変更届を受理する際は、必ずマイナ免許証の記載事項の変更を確認してから免許証の変更をすること。

- (3) 変更届を受理した場合は、記載変更の処理要領（別記第 1 5）に従って速やかに処理するものとする。
- (4) 生年月日を訂正するときは、原則として本籍が記載されている住民票を提出させて確認し、生年月日訂正に伴う処理要領（別記第 2 1）により処理するものとする。この場合、免許証の再作成が必要なことから、原則として運転免許課での手続きを促すこと。
- (5) 住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）に定める住居表示の実施に係る免許証及び運転経歴証明書の記載事項の変更は、住居表示変更に伴う処理要領（別記第 2 2）により処理するものとする。
- (6) 旧姓表記を希望する場合の備考欄の記載については、次の例による。

例 ○年○月○日 旧姓を使用した氏名：山梨 花子 3 号印

2 保有状況の変更

- (1) 免許証のみ保有する場合及びマイナ免許証のみ保有する場合において保有状況を変更するときは、保有状況変更手続処理一覧表（別記第 2 3）に記載の申請書

の受理により運転免許課長又は署長が行うものとする。ただし、更新、新規、併記、再交付及び取消を伴う場合は、各申請書に同時に保有状況変更をする旨を記載することで変更できるものとする。

- (2) 警察署での保有状況の変更申請書の受付は、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者収受簿により行うものとする。
- (3) 記載事項の変更を伴う場合は、記載事項変更に伴う必要書類一覧により添付し、又は提示させる書類を確認するものとする。なお、ワンストップサービス利用者の届出は要しないものとする。
- (4) 署長は、保有状況変更申請書を受理日ごとに取りまとめ、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者名簿に添えて運転免許課長に送付するものとする。
- (5) 署長は、即日交付を希望する者については、保有状況変更申請書を本人に持参させ、運転免許課長に提出させるものとする。この場合においては、運転免許証等（再交付・保有状況変更）申請者名簿の備考欄に「即」と朱書きするものとする。
- (6) 運転免許課長は、(2) による保有状況変更申請書の提出があったとき、又は(5) により自ら保有状況変更申請書を受理したときは、原則として当該受理日のうちに免許証の交付等を行うものとする。
- (7) 即日交付を希望しない者の免許証等は、原則として申請を受理した日から20日以内に、保有状況変更申請書を受理した署長が交付等を行うものとする。
- (8) 運転免許課長は、申請書に免許証の返納又は免許情報の抹消を受ける旨の記載がある場合、交付時に免許証の返納又は免許情報の抹消を行うものとする。
- (9) 署長は、運転免許証等（再交付・保有状況変更）送付書の備考欄に返納又は抹消の記載がある場合は、(8) と同様に処理するものとする。

第21 免許証等の返納

- 1 法第106条の3第1項第2号又は第3号に定める免許証の返納又は免許証保有者の死亡に伴う免許証の返納及び規則第30条の12に定める運転経歴証明書の返納は、運転免許課長又は署長が受理するものとする。
- 2 免許証の返納は、運転免許証返納届（第15号様式）により受理するものとする。
ただし、法第97条の2第1項第3号又は第4号によって返納する場合は、運転免許申請時用免許証返納届（第84号様式）とするが、亡失又は滅失したため返納することができない場合は、国内（国外）運転免許証返納不能届を提出させることとする。
- 3 運転免許証返納届で返納することができる免許証は、失効、死亡、再交付等によって無効となっている免許証に限定するものとする。ただし、保有状況の変更申請時に限り、有効の免許証も返納届で返納できる。

- 4 運転経歴証明書の返納は、運転経歴証明書返納届（細則別記様式第14の5の3）により受理するものとする。
- 5 署長が返納届を受理したときは、速やかに運転免許課長に送付するものとする。
- 6 運転免許課長が返納届を受理したとき、又は署長からの送付を受けたときは、速やかに原票等の整理を行うとともに、当該免許証及び運転経歴証明書を保管するものとする。

第22 臨時適性検査

1 臨時適性検査の手続

- (1) 法第102条第5項又は第107条の4第3項に規定する臨時適性検査を行う際の手続は、運転適性検査に関する訓令（平成6年山梨県警察本部訓令第12号）の定めるところによる。
- (2) 運転免許課長が臨時適性検査を実施したときは、臨時適性検査結果表（第85号様式）に所要事項を記載するものとする。

2 臨時適性検査の結果処理

- (1) 運転免許課長は、臨時適性検査の結果、免許に条件を付し、又は既に付してある条件を変更するときは、臨時適性検査を受けた者（以下「受検者」という。）が現に受けている免許証等にその旨を記載するものとする。
- (2) 臨時適性検査の結果、受検者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止する必要がある場合は、別に定めるところにより処理するものとする。
- (3) 臨時適性検査を機会として、受検者が受けている免許の全部又は一部を取り消し、又は申出免許を受けることを希望した場合は、第19に定めるところにより処理するものとする。

第23 施設別の取扱業務

施設別の取扱業務については、施設別の免許取扱業務一覧（別記第24）のとおりとする。

第24 その他

運転免許に関する事務に係る警察共通基盤システム等の運用については、この要領に定めるもののほか、警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システム運用要領の制定について（令和5年7月6日付け、例規甲（情管シ）第24号）で定めるところによる。